



三重県公報

平成30年4月27日（金）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

監 査 委 員 公 表

3	監査結果に対する措置の公表	(監 査 委 員)	1
---	---------------	-------------	---

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第3号

平成29年1月27日に包括外部監査人から提出のありました平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年4月27日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	村	林		聡
三重県監査委員	小	島	智	子
三重県監査委員	内	田	典	夫

平成 28 年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容		対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見			
I 総括的事項			
第1 三重県の公の施設に関するファシリティマネジメントについて			
①民間活力を活用した施設整備・管理と、情報収集の仕組みについて（意見）		本県では、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画を平成32年（2020年）頃までに策定することとしています。 指定管理者制度を採用している施設の長寿命化計画については、指定管理者の選定における公平性の担保という観点から、計画の立案等を評価項目とすることは困難なため、計画の策定は県が主体的に行っていくべきです。 なお、現在も長寿命化計画は、指定管理者の意見を聞きながら策定していますが、今後の計画を策定する施設についても、指定管理者の意見を参考にしながら策定作業を進めていきます。	総務部
②部局・施設横断的なファシリティマネジメント（公共施設等総合管理）の取組について（意見）		公共施設等総合管理推進会議や同作業部会において、各部局が有する公共施設等の現状や課題に関する情報を共有したほか、全庁での協議や情報共有が必要なテーマについて情報提供を呼びかけるなど、公共施設等の適切な総合的管理に向けた取組を進めました。	総務部

③施設に関する情報開示のあり方について（意見）	現在、統一的な基準による地方公会計の整備と財務書類の作成が進められていることから、開示情報の充実等を図る見地より、施設に関する情報開示のあり方について、作成される財務書類の活用等も含め、今後検討されたい。	統一的な基準による財務書類の作成に必要なとなる施設に関する情報については、財務書類の活用等も含め開示のあり方について引き続き検討していきます。	総務部
第2 指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストにおける管理備品の実査について（意見）	三重県の指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストにおいては、管理備品の実査について、一律に指定管理期間に最低1回実施するものと定められているが、平成24年度から10年間指定されている指定管理者が存在した。この場合、上記モニタリングチェックリストにしたがえば、管理備品の実査を10年間に一度実施すれば良いこととなるが、適切な頻度で実施することになるよう規定を見直すことが望ましい。	管理備品の実査について、モニタリングチェックリストを見直し、最低でも5年に1回は実査をすることとしました。	総務部
第3 直営施設の管理について（意見）	公の施設において、指定管理でなく直営を行うことは、行政が直接コントロールできるため、県の政策や意向が発揮しやすいというメリットがある一方で、指定管理者制度と比べ、その管理方法の効率的、効果的なモニタリングが機能しにくいというデメリットが存在する。したがって、各施設の適切な目標を設定する必要があるとあり、現状を把握し、使命を明確にする必要があり、次に目標を設定して計画を立て、実行し、結果を検証し改善するという一連の流れ（いわゆるPDCAサイクル）を組み立て、しっかりと回す必要がある。 また、指定管理者制度の場合には公の施設の管理状況をホームページ上で公表していることから、直営の場合にも情報公開を行うことが望ましい。	直営施設の管理については、関係部局において、事業マネジメントシート等、オールインワンシステムを活用し、目標設定、実行、課題の把握、改善、次の目標につなげるといったPDCAサイクルを回すことを通して、より適正な運営をめざした取組を進めました。 また、管理状況については、各部局へ情報公開を促しました。	総務部

Ⅱ 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入している施設）			
三重県総合文化センター			
1. 利用料金の減免について（指摘）			
三重県総合文化センター条例において、利用料金の減免について定められているものの、実際の運用において減免をされている実績は存在していない。減免要件について三重県総合文化センターにおいては明確な減免判断の基準やマニュアル等はなく、画一的な判断は困難になる可能性があり、改善が必要となる。	指摘をふまえ、事案や担当者によって取扱いに差異が生じないよう、判断基準を整備し、平成 29 年 4 月からこれに基づき運用しています。	三重県文化振興事業団	
三重県交通安全研修センター			
1. 指定管理料の積算について（指摘）			
三重県交通安全研修センターにおいて、指定管理業務に関する経費について計画値（積算数値）と実績値に差額が生じている。基本協定書に基づく当初の指定管理料の設定についてはあくまで指定管理料の上限値であり、実勢が当初の見積りよりも少額である場合においては、指定管理料の削減、もしくは、ライフサイクルコストを勘案しての先行投資（修繕費）等の予算付けを行い計上すべきと考えられる。差額が計上されているのは、積算数値と実績との比較・分析が適切に実施されていない結果であり今後適切な積算根拠を基に算出すべきである。	指定管理者において、施設の適正かつ効率的な運営を行った上で、経営努力によりコスト引き下げを図った結果生じた差額は、指定管理者の経営努力へのインセンティブとなり、指定管理者制度の趣旨にも合致するものと考えています。 当施設の指定管理料の積算にあたっては、これまでも業務内容や過去の実績額等をふまえ適切に積算しているものと考えていますが、平成 28 年度からの第 5 期指定管理期間においては、過去の各費目の積算数値と実績との比較・分析を行い年度協定の収支計画に反映しています。	環境生活部	

2. 事業仕分けによる改善点の進捗について（指摘）		平成23年度において実施された県の事業仕分けにおいて、改善点等が提言されている。事業仕分けの対応作業は必要水準を満たしているものの、なお改善・改良の余地が存在している。また、平成27年度において大幅な収支差額が計上されているが、主な差額要因の一つは積算精度が低かったことによる見積り誤りであると考えられ、今後は、自主事業の実施目標や未実施項目について指定管理料の精算条件の見直し等の適切な対策が必要と考えられる。 一方で県においても、適時に評価を行うための枠組みを策定し、翌期の積算に適切に織り込むとともに、事業や積算内容の実施漏れがある場合については指定管理者に対しモニタリングや指導を行う必要があると考えられる。	指摘をふまえ、平成 28 年度から平成 32 年度までの第 5 期指定管理期間には交通安全指導者の養成や市町のサポートなど事業内容の改善を基本協定に盛り込んでいます。 また、従来から実施している年 1 回のモニタリングでは、事業運営や会計処理状況の確認を行っており、さらに平成 29 年度からは指定管理料の支払いにあたっては、事業の進捗や経費の執行状況を確認した上で、3 回に分割して概算払いとすることとしています。	環境生活部
みえ県民交流センター				
1. 利用料金の減免について（指摘）		みえ県民交流センター条例の第 21 条に利用料金の減免規定が記載されているものの、実際の運用において減免をされている実績は存在していない。センターにおいては明確な減免判断の基準やマニュアル等はなく、画一的な判断は困難であるため、減免に係る規程を整備することが必要である。	平成 28 年度中に減免判断におけるマニュアルを制定し、平成 29 年 4 月から運用していきます。	みえ N P O ネットワーク センター
2. 公共料金の負担関係について（意見）		基本協定書の業務仕様書において、光熱水費の明確な負担関係については記載されていない。明示的な記載を行うことが望ましい。	意見をふまえ、平成 29 年度から平成 33 年度における基本協定書の業務仕様書に、光熱水費は県が負担する旨を追記しました。	環境生活部
3. 指定管理料以外の収入について（意見）		みえ県民交流センターの広告収入について、現状広告・協賛収入について新規企業の参画が困難な中、収入拡大を行う姿勢については評価される。しかし指定管理者独自での実施においては、選定先を募集するノウハウ等に限られることから今後は県や関連する施設等との情報連携をすることが望ましい。	他の県有施設における広告・協賛募集の事例について指定管理者に情報提供しました。その情報を指定管理者において検討の上、現在、みえ県民交流センターのホームページにて広告・協賛の公募を随時行っています。	みえ N P O ネットワーク センター 環境生活部

三重県立ゆめドームうえの			
1. アンケート調査の実施について（意見）			
平成 27 年度業務計画書の（1）管理運営の方針において、アンケート調査の実施が記載されているが、平成 27 年度にアンケート調査は実施されていない。利用者のニーズを把握することは、利用者増加のための方策として重要であると思われるため、利用者へのアンケート調査を実施することが望ましい。	（伊賀市） 利用者アンケートは、当該施設の利用促進や付加価値の向上を図る上で重要な取組であり、指摘を受けて、アンケートを実施しました。 （地域連携部） 平成 29 年度からの新指定管理者についても、アンケートを実施し、利用者のニーズ把握に努めています。	伊賀市 地域連携部	
2. 施設の利用状況について（意見）			
現在の利用状況からは、自主事業を充実させることによって、施設をより有効に活用できる可能性が高いため、三重県と指定管理者は活用方法について検討することが望ましい。	（伊賀市） 市行事で積極的にゆめドームを利用するよう働きかけを行いました。 （地域連携部） 平成 29 年度からの新指定管理者と県の間で例月会議を開催し、施設の有効活用について協議を行っています。新指定管理者においては、自主事業を拡充し取り組んでいます。	伊賀市 地域連携部	
3. 修繕計画の更新について（指摘）			
県及び指定管理者である伊賀市は、平成 23 年度に、施設管理を委託していた業者から修繕計画の基資料を入手し修繕計画を策定している。県はこの修繕計画を考慮しつつ優先順位をつけ、修繕を実施しているが、修繕計画の策定以降、修繕の実績等の更新がなされていない。修繕計画は、施設・設備の状況に応じ改訂するべきであり、過去に策定された計画が実情に即しているか随時検討することが必要である。	修繕実績の更新を実施するとともに、各施設の現状把握、修繕計画の改訂に向けた作業を、指定管理者等と連携して行っているところ。	伊賀市 地域連携部	

4. 再委託業務の履行確認について（指摘） 再委託業務の履行確認について、全般的な施設管理業務の受託者が実施し、指定管理者が直接実施していないものが散見された。指定管理者は、各委託業務の契約当事者として各種委託業務の完了を自ら確認すべきである。	(伊賀市) 指摘以降は、点検業者と日時を十分調整して、市職員がゆめドームに赴き履行確認を行いました。 (地域連携部) 平成 29 年度からの新指定管理者については、ゆめドームに常駐し、自ら施設管理業務を行っており、指摘のような事案は発生していません。	伊賀市 地域連携部
5. 再委託先への随意契約理由について（指摘） 再委託先の選定に関し、原則として指名競争入札によらなければならない場合において、随意契約を締結している業務が存在し、随意契約によることについて根拠に乏しく、原則通り指名競争入札の導入を検討すべきものがある。もし指名競争入札の導入が困難であるならば随意契約を行う合理性について、より精緻な文書化が求められる。	(伊賀市) 指摘以降、未契約の業務発注の際には競争入札により発注を行いました。 (地域連携部) 平成 29 年度からの新指定管理者についても、指定管理者の規程に基づき原則的には見限り合せなど競争性を確保した発注方法により、契約を行っています。	伊賀市 地域連携部
6. 貸与設備の不整備について（指摘） 施設内を視察したところ、日焼けのため内容を確認することのできない案内板や破損した壁等、修繕すべき箇所が複数ある。現状、指定管理者としては、修繕の重要性を勘案し優先順位をつけて修繕を実施している。要修繕箇所をすべて直ちに修繕できるわけではないことは理解できるが、利用者の利便性向上等の面から改善されるべきである。	指摘を受けた箇所については、今年度までに修繕を行いました。	伊賀市 地域連携部

三重交通 G スポーツの杜 伊勢（三重県営総合競技場）

1. 事業報告について（意見）

平成 27 年度の事業報告を閲覧したところ、以下の記載が認められた。

- 「1. 利用者の拡大促進（1）利用者サービスの拡充」において、
- ①競技場運営方針・利用目標を設け、利用者のサービスの向上に努め、拡大に努力した。
- ②利用者の立場に立つて施設の有効利用、積極的な応対・接遇を行い業務改善・管理運営に努めた。
- ③利用者との大会事前打ち合わせや、定期的に利用者の説明会を行い、スムーズな大会運営に努めた。

上記については、記載はあるものの、その具体的な内容が報告されていなかった。事業報告の記載は指定管理者の評価につながるものであり、実績については可能な限り具体的に記載するのが望ましく、すでに実施されている内容を追加して記載することにより、より明瞭になる。例えば①については設定した目標とそれに対する実績、②については利用率の向上やアンケートの実施結果の記載、③については打ち合わせや説明会の実施状況等の記載が該当する。適切な記載方法について検討するのが望ましい。

- ①については、平成 28 年度の事業報告書の別紙へ利用目標及び実績を記載しました。
- ②については、平成 28 年度の事業報告書へ利用率向上に向けた取組事例を記載しました。
- ③については、利用者調整会議の開催などによりスムーズな大会運営に努めました。

2. 委託業務確認時の手続について（意見）

「公益財団法人三重県体育協会会計規程」第 50 条には契約の履行確認について以下の定めがある。

第 50 条 契約の適正な履行を確保し、又は確認するため、代表理事は、職員に命じて必要な監督又は検査を行わせるものとする。

指定管理者によれば、実際に委託業務が実施されるのに際し、途中時点で現場を確認しているということであるが、この確認時点における記録は残されていない。

今後牽制効果を考えるのであれば、現在行われている所定の完了報告の提出について、最終の現場の状況を職員が確認した記録を残した上で提出させ、承認する体制とすることが望ましい。

三重県体育協会グループにおいて、現場作業中及び最終の現場状況を職員が確認した記録を作成し、指定管理者現場責任者が承認することとしました。

3. 条例規定について（指摘）

指定管理者は、利用者の利便性向上を図るため、物品販売（飲食物、衣類・用具等）を行う業者から申請があった場合、駐車場等の施設の使用を認めている。当該使用に際しては、使用する面積 1 m²あたり 1 回 1,000 円を指定管理者の収入として収受しており、平成 27 年度にお

使用料についての規定を明確に条例に規定しました。（平成 29 年 3 月 28 日改正）

【条例文面】

ニ 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供する場合 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>一平方メートル当たり</td><td>一、〇〇〇円</td></tr> </table> 備考 一 金額は、一日（一日に満たない場合は、一日とする。）当たりの額とする。 二 面積が一平方メートル未満であるとき又は面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該一平方メートル未満の数を一平方メートルとして計算する。	区分	金額	一平方メートル当たり	一、〇〇〇円	
区分	金額				
一平方メートル当たり	一、〇〇〇円				
いは44件183千円を収入している。この使用料について、三重県都市公園条例（以下、「条例」という。）に明確な規定がない。地方自治法により、公の施設の利用に関する料金を指定管理者の収入として収受させる際には、条例に明確な定めが必要であることから、適切な条例の定めが必要である。 （地方自治法第244の2） 第8項 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 第9項 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 なお、三重県総合文化センターでは、利用者の利便性を高める目的でサービス提供を行う場合について、施設の目的内使用であると位置づけ、設置根拠となる条例において使用料を規定している。 （三重県総合文化センター条例 別表第三） 五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）	【条例文面】 イ 体育館 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>設備及び器具一</td><td>一九、五四〇円の</td></tr> </table>	区分	金額	設備及び器具一	一九、五四〇円の
区分	金額				
設備及び器具一	一九、五四〇円の				
4. 設備・器具使用料について（指摘） 現在の三重県都市公園条例の規定では、三重交通G スポーツの杜 伊勢についての、陸上競技場以外の設備・器具に係る利用料金の定めが明確ではない。陸上競技場以外においても、設備・器具について利用料金を収受していることから、明確に規定すべきであるが、体育館等の設備及び器具については従前より変更されていないにもかかわらず、不明確になっている。なお、現状の料金表は、以下のとおりであり、内容は変更されておらず、従前どおりの利用料金が収受されている。	使用料についての規定を明確に条例に規定しました。（平成29年3月28日改正） 地域連携部				

施設名					設備器具名	使用単位	使用料		点又は一式につき	範囲内において 知事が定める額	
							アマチュア スポーツ	その他			
体育館	温水シャワー					1回	100円	100円	区分	金額	
	温水シャワー					1日	1,150円	1,780円	設備及び器具一	一九、五四〇円の	
	湯沸設備					1日	1,150円	1,780円	点又は一式につ	範囲内において	
	放送設備					1式1時間	420円	940円	き	知事が定める額	
	照明設備					1時間	730円	1,050円	ニ 補助競技場		
	ステージ					2列 4列 6列	840円	1,150円	区分	金額	
	競技場						1,680円	2,310円	器具一点又は一	一九、五四〇円の	
							2,520円	3,460円	式につき	範囲内において	
	机					1日1脚	50円	70円	ホ 付帯投てき場	知事が定める額	
	椅子					1人掛	30円	50円	区分	金額	
4人掛						70円	140円	器具一点又は一	一九、五四〇円の		
体育館 別館	ピアノ					1台1時間	940円	1,470円	式につき	範囲内において	
	冷暖房設備					1時間	7,350円	10,500円		知事が定める額	
	競技器具一式					1日	2,000円	4,000円			
	照明設備					1時間	310円	420円			
	9列照明						520円	730円			
	冷暖房設備					1時間	4,200円	5,880円			
	競技器具一式					1日	1,000円	2,000円			
	5. 旧補助競技場について（指摘）										
	平成28年3月に新補助競技場が完成し、使用が開始された。これに伴い旧補助競技場は新補助競技場への移転に際し、撤去されることとなっている。しかしながら、現地視察の時点（平成28年8月3日）において、旧補助競技場がグラウンドゴルフのため、使用されていた。後日指定管理者より、その理由については、管理の都合上、急遽芝刈を行うこととなり、新補助競技場が使用できなかったため緊急的に旧補助競技場を使用したとの説明を受けた。その利用に際しては、新補助競技場の利用料金を適用し徴収しているとのことである。									当日は、本来利用いただく予定の施設が使用できなくなったための代替措置でした。規定に沿った対応をしていきます。	三重県体育協会グループ地域連携部
	新補助競技場が完成したことによって、旧補助競技場の公の施設としての位置づけが不明確になっており、既存設備の有効利用の観点からしても、現状では条例上の設置根拠及び利用料金を徴収する根拠が明確ではない状況であるため、改善が必要である。										

6. 利用料の収納脱漏防止について（意見）	施設利用料の収納の流れは、最初に利用許可申請書を作成し、次に利用料を収納し、日計表を作成したのち、日計総覧を作成して何日かまとめて銀行に入金している。利用許可申請書そのものの計算チェックと所長承認、そして書類相互間の齟齬がないように日計総覧と銀行通帳のチェックを行っている。しかしこれだけでは、利用許可申請書を作成していなかったり、廃棄したりすることで施設利用料の着服が行われるリスク、もしくは、申請書が作成されたとしても、日計表への計上漏れが生じるリスクを十分に回避することができないと考えられる。したがって、次のような対応を検討することが望ましい。 利用許可申請書を作成しないリスクに対しては、受付に利用者向けに、利用に際しては必ず利用許可申請書を作成する旨の案内を掲示して抑止効果とすることが考えられる。また、利用許可申請書を廃棄するリスクに対しては、現在はなされていない連番管理を実施した上で、所長印を押印するなどして複製を防止するといった対応策が考えられる。そして、利用許可申請書から日計表への計上漏れが生じるリスクに対しては、事務作業の便宜上現在作成している利用許可申請書をまとめたリストと、日計総覧を照合することによって、施設利用料の収納の流れの最初である利用許可申請書と、最後である銀行通帳への入金額を確認することにより防止できると考える。	指定管理者である三重県体育協会グループにより、利用者に対し必ず利用許可申請書を作成する旨の案内を掲示しました。利用許可申請書への指定管理者現場責任者印押印及びナシバリングも実施しました。	三重県体育協会グループ地域連携部
7. 利用券の販売について（意見）	トレーニングセンターの利用は1時間もしくは2時間の利用が可能である。また、回数券や1か月もしくは2か月の定期券を購入して利用することも可能である。これらは入口にある自動券売機で販売しているものの、1時間の利用券のみボタン設定がなく、窓口で販売を行っている。1時間の利用者が増加傾向にあることや、利用開始時間をその都度記録しておかなくてはならず、事務的な煩雑さを伴うことから自動券売機に1時間券ボタンを設置することが望ましい。	自動券売機へのボタンの追加はコストがかかるため、当面は領収書の発行で対応していきますが、今後、ボタンの追加を検討していきます。	三重県体育協会グループ地域連携部
8. 領収書の連番管理について（意見）	現在、領収書については、連番が付されているものの、一枚ずつ切り離したものを、正常に使ったものと、書き損じたものを別々に綴じ直して管理している。 このように、別々に綴じ直して管理すると、それぞれの冊子の中で連番管理することができない。領収書の連番管理は売上の脱漏防止のためにも必要であることから、別々ではなく、一冊に綴じ直して、同じ冊子で管理するよう改善することが望ましい。	指定管理者である三重県体育協会グループにより、領収書を一冊に綴じ直して、単一冊子で管理するようにしました。	三重県体育協会グループ地域連携部

9. 領収書の記載方法について（指摘）															
領収書の控えを閲覧したところ、改ざんが可能な金額の記載方法が散見された。領収書の記載金額は先方に対して収受金額を示す重要な証憑である。そこで、記載金額の改ざん防止のため、「金」と「円也」の間に隙間が生じないように金額を左詰めに記載して右側の空欄には横線を入れるといった措置を講じる必要がある。	指定管理者である三重県体育協会グループにより、金額を左詰めに記載し、右側の空欄部分には横線を入れるよう徹底しました。	三重県体育協会グループ 地域連携部													
10. 長期修繕計画について（指摘）															
施設の適切な維持管理やライフサイクルコスト削減のためには、建物本体や建物附属設備、機械・備品等については県として中長期的な修繕計画を策定し、随時改訂することが必要である。しかしながら、三重交通G スポーツの杜 伊勢については、県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。 施設の現状については指定管理者が多くの情報を有していると考えられるため、今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、適切な維持管理とライフサイクルコストの削減に努めるべきである。	指定管理者と連携し、施設の現状把握、計画の策定の検討を行っています。	三重県体育協会グループ 地域連携部													
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（三重県営鈴鹿スポーツガーデン）															
1. 受益者負担の適正化について（指摘）															
平成27年度三重県営鈴鹿スポーツガーデン収支計算書（以下、「収支計算書」という。）によれば、収入の状況は以下のとおりである。		県は指定管理者と十分に情報共有を行い、利用者の立場に立って料金のあり方について検討していきます。	三重県体育協会グループ 地域連携部												
<table><tr><td></td><td>金額（千円）</td></tr><tr><td>施設使用料及び手数料収入</td><td>101,647</td></tr><tr><td>スポーツ教室参加料収入</td><td>39,914</td></tr><tr><td>その他収入</td><td>3,795</td></tr><tr><td>指定管理料収入</td><td>332,294</td></tr><tr><td>合計</td><td>477,652</td></tr></table>			金額（千円）	施設使用料及び手数料収入	101,647	スポーツ教室参加料収入	39,914	その他収入	3,795	指定管理料収入	332,294	合計	477,652		
	金額（千円）														
施設使用料及び手数料収入	101,647														
スポーツ教室参加料収入	39,914														
その他収入	3,795														
指定管理料収入	332,294														
合計	477,652														
上記のうち、施設使用料及び手数料収入の内訳は以下のとおりである。															
<table><tr><td></td><td>金額（千円）</td></tr><tr><td>水泳場</td><td>42,718</td></tr><tr><td>庭球場</td><td>27,546</td></tr><tr><td>サッカーグラブー場</td><td>14,065</td></tr></table>			金額（千円）	水泳場	42,718	庭球場	27,546	サッカーグラブー場	14,065						
	金額（千円）														
水泳場	42,718														
庭球場	27,546														
サッカーグラブー場	14,065														

体育館		17,317
合計		101,647

施設使用料及び手数料収入の約4割が水泳場から発生している。支出は施設ごとに区分されていないが、比較的試算が容易な光熱水費支出の電気使用料金について、水泳場で発生した金額を試算する。

(単位：千円)

	収支計算書計上金額	うち水泳場・庭球場における発生額	左記のうち水泳場で発生していると推計した金額
光熱水費支出のうち電気使用料	69,428	60,948	54,853

(資料出所：三重県営鈴鹿スポーツガーデン 電力量及び電気使用料の推移)

(試算の前提)

担当者へのヒアリングに基づき、水泳場・庭球場における発生額のうち、90%が水泳場において発生しているものと推計した。

上記のとおり、電気使用料に占める水泳場の割合は高く、施設使用料は電気使用料を賄うこともできていない。水泳場の収支状況は庭球場など他の施設に比べて悪いと推測される。上記試算は一定の仮定のもとに行なったものであり、厳密な計算を行ったものではないが、受益者に適正な負担を求めるといふ観点あるいは他の施設利用者との受益者負担の公平性という観点からすれば、水泳場利用者に対してより多くの負担を求めるとも考えられるところである。

いづれにせよ、受益者負担が適正であるかを判断する根拠となる施設別の収支状況が現状では不明であるため、利用料金の改定について厳密な議論をすることができない。利用料金の改定が必要であるか否かについては定期的に検討すべきと考え、県と指定管理者はその検討に必要なデータの整備を行うことが必要である。

2. 一般競争入札の導入について (意見)			現在の指定管理の全期間について清掃業務等は契約済みであるため、県として次期の指定管理者に対してより経済的に契約ができるよう指導してまいります。	三重県体育協会グループ地域連携部
「公益財団法人三重県体育協定会計規程」第45条には契約の方法について以下の定めがある。				
第45条 売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。				
契約の方法について上記以外の定めはなく、どの契約方法を選択するかは契約の都度、文書により決裁されている。清掃業務、警備業務、樹木緑地芝等管理業務、施設管理業務の4つの業務については、経済性を追求する観点から平成26～30年度を対象とした長期継続契約が行				

われている。												
<table><tr><td>業務名</td><td>落札率</td></tr><tr><td>清掃業務</td><td>92.25%</td></tr><tr><td>施設管理業務</td><td>100.00%</td></tr><tr><td>警備業務</td><td>100.00%</td></tr><tr><td>樹木緑地芝等管理業務</td><td>76.92%</td></tr></table>	業務名	落札率	清掃業務	92.25%	施設管理業務	100.00%	警備業務	100.00%	樹木緑地芝等管理業務	76.92%		
業務名	落札率											
清掃業務	92.25%											
施設管理業務	100.00%											
警備業務	100.00%											
樹木緑地芝等管理業務	76.92%											
上記はいずれも指名競争入札であった。指名競争入札の理由は以下のとおりである。 過去に当業務委託入札に参加又は応札している事業所であることから当業務の受託意志があり、過去の入札時に他施設での履行実績の確認ができており、県内事業所育成のための左記に該当する県内事業所を指名した。 上記業務委託のうち、施設管理業務と警備業務については入札が不調に終わったことから、最低価格を提示した事業者と交渉を行い、契約を行っている。 一般競争入札を導入した場合、より経済的に契約できた可能性がある。また、清掃業務の落札率は92.25%であり、経済性を追求できる余地があると思われる。 原則として一般競争入札を行うことが望ましい。												
3. 予定価格の積算について（指摘）	「2. 一般競争入札の導入について」で検討の対象とした4つの契約のうち、清掃業務をサンプルとして抽出し、予定価格の算出過程について検討した。「委託業務内容積算書」を閲覧し、労務単価の金額について質問したところ、前回の積算と同じ金額を用いており、資料を閲覧したところ平成22年度「建築保全業務労務単価」及び平成15年度「建築保全業務積算基準」を適用して積算されており、最新の基準が適用されていないことがあった。ただし、警備業務においても同様に、単価は前回と同じものを使用しているとのことである。警備業務については前回の入札の状況を勘案して単価を下げているとのことである。 入札が不調となった場合には予定価格を上限として契約されるため、単価の妥当性については継続的に見直し、最新の基準により算定する必要がある。	指定管理者である三重県体育協会グループにおいて、最新のデータを用いて予定価格を算定しています。	三重県体育協会グループ 地域連携部									
4. 貸与設備の不整備について（指摘）	屋内プール棟内には防犯カメラが10台設置されているが、このうち正常に作動しているものはわずか2台で、全く映らないものが5台ある。このほか3台についてはカメラが作動しているものの、カメラの方向がずれていることにより、本来監視すべき映像をとらえられていない。 利用者の安心安全のために設置されている防犯カメラが実質上機能していない。	指定管理者である三重県体育協会グループにおいて、平成29年1月に屋内プール棟内の防犯カメラを更新しました。また、多目的広場は定期的に除草等を実施しており、テニスコートについては県施工で	三重県体育協会グループ 地域連携部									

担当者によれば、これら防犯カメラは老朽化のため取り替えざるを得ず、そのためには1千万円を超える費用が必要になるとのことである。リスク分担表にあるとおり、修繕にあたり100万円を超える部分については、県の負担であり、指定管理者として多額の費用負担をすることはできないことは理解できるが、機能していない防犯カメラを放置している現状は看過できず、改善する必要があると考える。 また、敷地内の最も奥にある多目的広場の整備も不十分である。通常フットサルやアーチェリーに利用される当該広場にはところどころ雑草が生えており、整備が行き届いているとは言いがたい。このほか、各種設備も老朽化が進み、主にサッカー場として使用されるメインスタジアムの芝生の周りの舗装にひび割れが生じていたり、テニスコートの芝生が経年劣化によりはがれ、応急補修をしているのが段差が生じていたりするため利用者が足をとられかねない状況にあり、整備改善する必要がある。	29年度内に芝生の全面張替工事（三重交通Gスポーツの杜鈴鹿庭球場センターコート人工芝張替工事）を完了します。 引き続き維持改善に努めていきます。	三重県体育協会グループ地域連携部
5. 長期修繕計画について（指摘） 施設の適切な維持管理やライフサイクルコスト縮減のためには、建物本体や建物附属設備、機械・備品等については県として中長期的な修繕計画を策定し、随時改訂することが必要である。しかしながら、三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿については、県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。 施設の現状については指定管理者が多く情報を有していると考えられるため、今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、適切な維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。	指定管理者と連携し、施設の現状把握、計画の策定の検討を行っています。	三重県体育協会グループ地域連携部
三重県立熊野古道センター		
1. 再委託における県への報告について（指摘） 現在の委託業務と県への報告されている委託業務について、業務の数及び内容の対応関係が不明瞭になっている。再委託について県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。	平成28年度の申請から、業務が明確に特定されるよう正確な記載に努めています。	特定非営利活動法人熊野古道自然・文化ネットワーク地域連携部

2. 再委託の手続もれについて（指摘）	1 業務の再委託について、県への申請からもれていて、県への基本協定書に定められているところであり、遵守する必要がある。	平成 28 年度の申請から、再委託について漏れがないように申請しています。	特定非営利活動法人熊野古道自然・文化ネットワーク地域連携部
3. 販売用パンフレット等について（指摘）	教材等としても配布されるパンフレット等を制作し販売しているが、当該年度末の在庫数が 1,000 冊を超えるものが 5 種類存在する。過去の配布や販売等の実績を考慮するなどした契約に基づき、適切な数量を発注すべきである。また、これらの在庫については、適切な金額をもって貸借対照表に計上すべきである。現状、棚卸資産の管理に関する規程は存在していないことから、在庫評価に関する方針も含めた棚卸資産管理規程を定め、適切な在庫管理を実施する必要がある。	平成 29 年度は、これまでの販売実績等を参考に見直すとともに、長期間在庫として多く残っているパンフレット類については、見学者やイベント等で配布するなど有効活用を進めました。 また、平成 29 年度に棚卸資産の管理に関する規程を作成するとともに、在庫は貸借対照表に計上するなど、適切な在庫管理に努めています。	特定非営利活動法人熊野古道自然・文化ネットワーク地域連携部
4. 現金の管理について（意見）			

	現金の管理については、金種表を作成し、その結果を上長が承認するというような統制は実施されていない。より適切な現金管理のためにも改善が望ましい。	平成 28 年度から金種表を作成し、適切な現金管理に努めています。	特定非営 利活動法 人熊野古 道自然・ 歴史・文 化ネット ワーク 地域連携 部
５．長期修繕計画について（指摘）			
	県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。	指定管理者と連携し、関係部局の協力も得ながら、平成 29 年度に長期修繕計画を策定しました。	特定非営 利活動法 人熊野古 道自然・ 歴史・文 化ネット ワーク 地域連携 部
三重県営サンアリーナ			
１．ライフサイクルコストを考慮した設備の更新について（意見）			
	例えば吸収式冷温水機はサンアリーナが平成 6 年に開業した時から使用されており、すでに 20 年以上、使用されている。吸収式冷温水機の税法上の法定耐用年数は 15 年であることから、当該設備はかなり老朽化していると思われる。 法定耐用年数が経過していることからも必ずしも設備が使用不能となるわけではないが、修繕のための費用もたびたび発生していることから、更新について検討すべき時期が到来していると考えられる。更新することにより修繕費が減少すると考えられるため、結果的にライフサイクルコストを低く抑えられる可能性もある。 また、現在普及している最新の設備の方が高効率であり、更新することにより水光熱費を低減させる効果も期待できる。	(県営サンアリーナ) 日々の巡視・点検により設備を常に最適な状態に保ち、可能な限り長寿命化を図りました。また、保全上必要な大規模修繕の実施に向けては、適宜、県と協議を実施しています。(雇用経済部) 県財政が厳しく、資産のライフサイクルコストを意識した大規模修繕は実施困難な状況にあることから、指定管理者に日々の巡視・	県営サン アリーナ 雇用経 済部

単年度予算の制約があることは理解できるが、県は指定管理者と協力し、資産のライフサイクルコストを最少化するように努力に努めていただきたい。	点検や補修などにより、可能な限り施設・設備の長寿命化に努めるよう働きかけています。また、利用者の安全・安心の観点から、緊急性・必要性の高いものを優先とした修繕等を実施しています。
2. アンケート調査について（意見） ホームページから電子アンケートによる調査を実施している。平成27年度には大会・催事者向けアンケートを1回、県民向けアンケートを2回実施し、県民向けアンケートについては、第1回は13件、第2回は6件の回答があった。 回答者には抽選でトレーニング室10回利用券を送付するなど、回答者を増やすための方策を講じているものの、回答件数が多いとはいえない状況である。 施設の運営に役立てるためには、より多くの回答を入手することが望ましく、そのためにはサンアリーナの利用者に対して直接アンケートを配付し、回答を求めることも効果的と思われる。アンケートの実施方法をより多様化するよう検討することが望ましい。	(県営サンアリーナ) 施設貸出手続き時の書面アンケートと、大規模集客が見込める自主事業イベント時の書面アンケートの2種類の調査を新たに実施し、回答数の向上に努めました。 【実施状況】 1. 貸出手続き時書面アンケート（平成29年4月1日以降随時） 回答数 13件（上半期） 2. 自主事業実施時書面アンケート ①わいわい広場2017（平成29年8月6日） 回答数 32件 ②2017-18シーズンB1リーグ戦・京都ハンナリーズホームゲーム（平成30年3月10～11日）回答数 248件
3. 小口現金の出納業務について（指摘） 現在指定管理者である株式会社スכולチャ三重の経理機能は、伊勢市観光文化会館に集約されており、サンアリーナ側では、伝票を起票した後、経理に送って出納帳等が作成される。このため、日々の出納業務が、帳簿記録に反映されるまでに時間を要し、現金在高と照合すべき帳簿残高が直ちには判明しない。 現在指定管理者側において月初と月央に照合を行っており、日々の入出金による差異は認識されていないということであるが、少なくとも手許現金残高については、サンアリーナの業務担当者においても日々の入出金業務終了時点で、手許現金残高表を作成し残高を確認できる体制とする必要がある。	(県営サンアリーナ) 手許現金残高表を新たに作成し、日々の小口現金残高（券売機を除く）を確認し、日々の手許現金残高を常時把握できる体制にしました。 (雇用経済部) 定期実地調査（平成30年3月1日）において、実施状況を確認しました。
4. 小口現金の残高について（指摘）	県営サンアリーナ 雇用経済部

サンアリーナでは小口現金用の金庫として、大金庫、夜間金庫、シヨップ用金庫（レジ含む）、両替用金庫の4つを運用している。 当該小口現金の管理について経理規程運用細則においては以下のとおり規定されている。 「第22条2項 小口現金は各管理施設ごとに管理するものとし、それぞれの小口現金の残高は、施設利用料等の売上金及び使用見込額を除き三十万円を超えないように管理し、それを超える場合は、入金伝票により随時入金処理を行うものとする。 第22条4項 管理施設内に券売機等を設置する場合には、別途小口現金を釣銭として機械内に保管できるとする。その場合の残高は1台あたり二十万円を上限とする。」 現在上記第22条4項にある券売機は2台あることから、この上限は400千円であり、規程上の残高の上限は、合計で700千円ということになる。 しかし上記の規定にも関わらず、平成28年3月末の残高は1,246千円であり、往査日現在（平成28年8月12日）でも現物をカウントしたところ1,006千円であった。 売上入金等業務上の都合により、一時的に残高が大きくなるのはやむを得ないが、小口現金は日常業務に必要な水準とすることが望ましく、規定による現金残高に収まるよう努めていたいただきたい。	（県営サンアリーナ） 新たに導入した手許現金残高表により、手許現金額を把握しながら入金作業を適切に行うことで、経理規定に沿った現金残高水準以内に保ちました。 （雇用経済部） 定期実地調査（平成30年3月1日）において、実施状況を確認しました。	県営サンアリーナ 雇用経済部
5. 領収書管理について（指摘） 現在領収書には50枚綴りの市販のものが使用されている。使用済の綴り及び未使用の綴りを確認したところ、以下の事項が認められた。 ①未使用の綴りが複数あり、それらにはすべて社印が押印されていることから、使用可能な状態であるものと認められる。 ②連番は各冊ごとに一律に1～50番が付されており、個別の牽連性はないため厳密な意味での連番管理は行われていない。 ①の状態にあるのであれば、社印を押印した綴りを紛失するリスクが生じることから今後は台帳作成により綴りごとに管理番号を付して管理を行う必要がある、その上で②に関しては、連番は通し番号を付す必要がある。	（県営サンアリーナ） 各冊の牽連性を明らかにするため、通し番号を付与した連番管理を行うよう改善しました。また、押印済の領収書については、施錠した書庫に保管し、必要時に開錠して使用しました。 （雇用経済部） 定期実地調査（平成30年3月1日）において、実施状況を確認しました。	県営サンアリーナ 雇用経済部
6. 後納申請における料金収受対応等のマニュアル化について（指摘） サンアリーナにおいては、施設利用料金について、利用規則【4. 利用料金納入】にて利用料金後納申請書を基に、料金の後払いを認めている。 後納処理されているものの内、支払に滞りのある項目について確認した結果、1件の利用者について長期滞留（平成22年度発生）していることが見受けられた。 利用料合計残高：703千円 監査日時点（平成28年8月12日）残高：163千円 返済予定額：20千円（月）	（県営サンアリーナ） 原則として対象を官公庁及び公的団体や施設の継続的利用者などに限定するとともに、申請許可確認を担当マネージャーと総括責任者が行うなど、施設利用料の長期滞留が発生しないような取組を行ってまいります。それらに加えて、「後納申請における料金収受対応	県営サンアリーナ

	実際返済額：5千円（月） 上記については、適時にモニタリングや返済条件の変更等の措置が取られているが、現状スコールチャ三重においては後納申請における料金収受対応等のマニュアル（類する規程を含む）については存在しないため、利用料金の滞留が発生した場合の会社としての措置及び対応が明確ではない。担当者レベルで現状は適切に対応できていると考えられるが、属人的な処理や判断となりがねない。 また、当該債権管理状況を会計上示すための経理規程等も明記が存在しないため、現状長期滞留債権にも関わらず貸倒引当金等の必要な手当てがなされていない。 そのため、今後後納に係る後納申請における料金収受対応等のマニュアル及び債権管理に関する規定等を整備し、それに基づいた対応を徹底する必要がある。また、経理規程においてこれらを評価するための項目を追加する必要がある。 その他、1年程の滞留ではないが、処理誤り等で数か月後納支払が遅れているものも散見された。支払・入金は確実なものでなくはならず、後納処理については一時的ではあるが、支払・入金不能となるリスクが存在するため、今後利用料金後納申請書が適切な事由及び適切な書式で認可される事を含め管理の徹底が必要である。	等のマニュアル」や「長期滞留未払料金の管理に関する経理規定を含めた社内規定」を整備し、年度内に運用を開始しました。（雇用経済部） 定期実地調査（平成30年3月1日）において、「後納申請における料金収受対応等のマニュアル」や「長期滞留未払料金の管理に関する経理規定を含めた社内規定」の運用開始を確認しました。	雇用経済部
7. 自主事業の実施結果及び評価の具体化について（意見）	スコルチャ三重においては、指定管理事業の他に自主事業も積極的に実施しており、平成27年度においては31回のイベント開催を実施している。これは施設の活性化のみならず、利用者や施設満足度、ひいては施設全体の魅力を高める上で評価される取組であると考えられる。しかし、当該自主事業のイベントは、その計画段階及び実施段階においては十分なされているが、イベント結果の振り返りやその評価について明記されている資料等は存在しない。 自主事業においては、事業計画を策定し、実際に事業を行い、最終的には事業の評価を行う事により、想定していた効果を適切に得られたか、事業としての持続可能性（今回のみのイベントとするのか否か）はあるか、事業に係る収支と収支以外の効果のバランスはどうか等を総合的に判断し、その判断経緯と用いた指標を文書化しておくことが有用と考えられる。文書化することで、担当者等が交代した場合に過去における自主事業の結果やその判断過程を把握することもできる。また、今後自主事業を実施する際のベンチマークとして活用することも期待できる。 今後は、自主事業の実施においては指定管理施設の魅力を高める事、及び指定管理事業の阻害とならない事が求められるため、複合的な観点からの評価を行うことが望ましい。	（県営サンアリーナ） 新たに自主事業評価表のフォーマットを作成し、自主事業毎の評価を行いました。各自事業の終了時に作成し、記録として保管すること、以降の自主事業計画立案の検討材料として活用します。（雇用経済部） 作成した自主事業記録を、平成30年度以降の自主事業の計画立案に有効に活用するよう働きかけています。	県営サンアリーナ 雇用経済部
8. 各種申請書の資料不備について（指摘）			

サンアリーナの利用に関連する利用者からの申請書について通査した結果、以下の資料にて不備や記入誤りのまま承認されている資料が見受けられた ①三重県サンアリーナ利用変更許可申請書 申請者押印漏れ ②三重県サンアリーナ施設利用料金減額申請書 申請日記入漏れ、行事名称記載漏れ、割引・減免措置適用申請利用入力漏れ ③利用料金後納申請書 後納事由記入漏れ なお、利用料金後納申請書については、利用規則【4. 利用料金納入】に認可される場合において以下の様に記載されている。 「指定管理者は、利用料金後納申請書を審査し、やむを得ないと認めた場合にはこれを承認します。」 これは後納処理が例外的な処理であるのと同時に特別な事由の記載を要求しているものであるため、利用規則にて継続利用者の特例を設ける、もしくは毎回確実に後納申請書を入力し審査する形にすべきである。 利用料金減額申請書については、申請日の記入が無い場合等は申請資料として適切ではないことから、今後留意されたい。	(県営サンアリーナ) 適正な審査に務めるため、申請書の審査手続きに関するマニュアルを整備し、年度内に運用を開始しました。また、同マニュアルに沿って、審査状況のチェックについても適宜行なって参ります。 (雇用経済部) 定期実地調査でのヒアリングを徹底するなど、施設利用に関する書類手続きが適切に行われるよう指導します。	県営サンアリーナ 雇用経済部
三重県地方卸売市場		
1. 随意契約の採用について（指摘） 平成27年度の委託契約のうち施設管理業務を対象に監査を実施した。 稟議書を閲覧したところ、当該業務は社内規定に基づき随意契約が行われているが、誤った条項で稟議が行われていた。 指定管理者によれば、当該業務においては現在の老朽化した施設やシステムに対応して業務を実施する必要がある、リスクが高いことから、過去からの業務経験を優先し、特命随意契約としているとのことであったが、特命随意契約とする理由について文書化されていない。今後は、他の業者が実施困難であることについて十分な根拠が示されているとはいえないため、より精緻な理由づけを行うよう留意されたい。	契約時の社内規定の参照誤りについては、稟議時に社内規定に基づき適切に手続きが行われるように文書責任者を設けるとともに、複数でチェックする体制に改めました。 特命随意契約を実施する理由の文書化については、特命随意契約の必要性、合理性を判断する基準を社内規定に明文化し、指名競争入札に適さない業務の判断基準としました。その判断基準に沿った理由書を稟議書に添付するようになっています。	みえ中央 市場マネ ジメント (株)
2. 市場交流人口の増加に対する取組について（意見）		

指定管理者は第2期の指定管理期間(平成26～30年度)において、「親しまれる市場づくり」として市場交流人口を年間30,000人以上とすることを成果目標の1つとして掲げているが、平成26年度と27年度の実績は、以下のとおり目標の7割程度にとどまっている。 市場交流人数には、市場が一般開放される「にぎわい市場デー」における入場者のほか、場外イベントに参加した際の交流人数や市場ホームページの閲覧者数などを含んでいるが、にぎわい市場デーにおける入場者数は以下のとおりである。 にぎわい市場デーの開催日に「いちば大学」を開催するなど入場者数の増加に努めているが、入場者数は低迷している。市場へ入場する人が減っているのならば、市場外のイベントに積極的に参加し、市場をPRする必要があると思われる。現在は年間2つの場外イベントに参加しているが、例えば県によるイベントに参加するなど、市場外でPRする機会を増やしていくように検討することが望ましい。 なお、平成28年度においてはチラシの配布数を増やすなどの工夫により、にぎわい市場デーの入場者数は平成27年度よりも増加する見込みとすることである。	<table><tr><td></td><td>目標人数</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td></tr><tr><td>市場交流人口</td><td>30,000人</td><td>21,190人</td><td>21,114人</td></tr><tr><td>入場者数</td><td>12,000人</td><td>10,250人</td><td>7,760人</td></tr></table>		目標人数	平成26年度	平成27年度	市場交流人口	30,000人	21,190人	21,114人	入場者数	12,000人	10,250人	7,760人	2つの成果目標の達成に向けて、場外イベントへの参加や市場見学の受入れ等を促進した結果、平成28年度は交流人口41,195人、入場者数12,270人となり目標を達成しました。 平成29年度についても、目標を達成する見込みです。	みえ中央市場マネジメント(株)
	目標人数	平成26年度	平成27年度												
市場交流人口	30,000人	21,190人	21,114人												
入場者数	12,000人	10,250人	7,760人												
3. 利用料金の減免基準について (意見)															
冷蔵庫・製氷施設については、市場開場時からの入居者が平成24年12月に撤退したことを受け、平成25年1月よりA社が入居している。需要縮小によりA社の経営存続が危機的な状況となったことから、平成27年度においては、以下のような経営支援が実施されている。 ・ 冷蔵庫について 施設使用料の50%を減免する。 ・ 製氷施設について 指定管理者を委託者、A社を受託者とする製氷施設運営事業の運営・維持管理委託契約を締結し、業務委託料を無償とした上で施設管理手数料として月額100千円を徴収する。 なお、営業努力によって得られる氷販売代金は、全て受託者の収益とする。 県施設の有効利用の観点からはやむを得ない状況ではあるものの、指定管理施設内の他の利用者との公平性を確保する点から、当該施設における費用も含めたA社の収支のモニタリングにより継続的に経営状態を把握しておくことが望ましい。 今後も、指定管理者において当該施設の収支について確認することで、継続的に減免割合についての適切性及び妥当性を検証するとともに、指定管理者において冷蔵庫・製氷施設における事業リスクの全体を継続的に把握した上で、減免割合見直しの必要性についての検証も実施することが望ましい。		冷蔵庫・製氷施設が安定的に運営されることが必要であることから、運営主体のA社の冷蔵庫・製氷施設部門の経営状況をモニタリングし、施設使用料の減免の必要性や減免の程度について毎年検証しています。	みえ中央市場マネジメント(株)												

4. 調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について（意見）			
指定管理者は、A団体に対し、三重県地方卸売市場条例（以下、「条例」という）第60条1項、2項に基づいて管理棟旧保健所検査室に入居を許可し、平成27年6月より入居することとなった。しかしながら、調理室は、営利を目的とした施設でないことから条例第66条の別表に管理棟利用料金の記載がなく、利用料金を徴収していなかった。また、A団体の入居にあたり、料理教室実施のための改修工事およびその経費として、平成27年4月から6月にかけて2,038千円を支出し、負担していた。 指定管理者は、市場ブランド商品の開発及び市場交流人口の増加による施設利用率の向上対策の一環として、非営利目的の大学等の高等教育機関に対する入居を促進し、A団体において月1回程度のイベント実施を予定していたが、当初想定より活用状況が進まず、平成27年度においては親子クッキング及び魚食リーダー研修会の計2回の開催に留まっていた。現在、A団体は、撤退していることから、指定管理者において調理室の有効利用を図り、改修工事の負担を上回る便益を得られるように稼働状況を向上させることが望ましい。	平成29年度については、にぎわい市場デーの開催日に合わせ、毎月料理教室を開催しています。さらなる活用のため、買参人等呼びかけ有効活用していきます。	みえ中央市場マネジメント（株）	
5. 会計処理について（意見）			
卸売市場で店舗を構える卸売業者等に、指定管理者は電気や下水道を提供しているが、これらはメーカーや電力会社からの請求に基づき実費で精算している。しかし、現状では指定管理者の収支報告上、卸売業者等から入金があった電気代と下水道代について、電気・水道料金負担金として平成27年度で約84百万円が収入に計上される一方、実際に電力会社等に支払った分については同額が水道光熱費として支出に計上されている。当該処理は電気代と下水道代の利用者への請求と供給元への支払いを別個に管理していることによる。指定管理者が利用料の収受の代行を行っている実態を反映し、指定管理者の商取引の規模を適正に把握するためにも、純額で収支報告を行うことが望ましい。	電気、下水道料金については、収受の代行業務であることから、経営規模を適正に示すために、平成28年度決算から、純額で収支報告するよう改めました。	みえ中央市場マネジメント（株）	
6. 備品管理について（指摘）			
備品の管理状況を確認するため、倉庫を確認したところ、県からの貸与備品と県有財産が混在した状態で雑然と置かれていた。内容を確認したところ、数年前に使用されたのち、ほこりがかぶった状態で保管されたままになっている県からの貸与備品であるサンプルケースと、使用されていないブラウン管テレビがあった。 サンプルケースについて、高価であること、また現状では保管スペースに余裕があることから、これから使用する可能性が明確ではないものの、廃却には至っていないとのことであったが、そうであれば貸与備品の破損、汚損を避けるためにもカバーをかけるなどの措置をとるべきである。	(みえ中央市場マネジメント（株）) 県と指定管理者との基本協定書に基づき定期的に現物の確認を行い、整理整頓に努めています。定期的な確認の際には、保管している備品の今後の使用の可能性や補修の必要性について確認し、適切に処理しています。 (農林水産部) 県の備品として、保管されていたブラウン	みえ中央市場マネジメント（株） 農林水産部	

また、ブラウン管テレビについて、当初は県からの貸与備品として指定管理物件に計上されていたものであるが平成25年度に貸与備品から外れ県有財産になったものであった。明らかに使用されておらず、適時に廃却処理を行うべきである。	また、ブラウン管テレビについて、当初は県からの貸与備品として指定管理物件に計上され使用されておらず、適時に廃却処理を行うべきである。 備品の実在性を確認するという目的で、貸与備品リストから現物を確認することは毎年行われている。しかし、それだけでは十分とは言えず、リストの網羅性を担保するために現物が正確にリストに計上されているかを確認すること、補修の必要性の有無、実際に使っているのかの確認も合わせて行うべきである。	管テレビについては、廃棄処理しました。
三重県流域下水道施設		
1. 指定管理者の選定について（意見）	三重県流域下水道施設の指定管理者の選定は、非公募によっている。下水道施設はライフラインであることから、長期的かつ安定的な施設運営を重視し、公益財団法人三重県下水道公社に施設運営を委ねるとする県庁の判断には、一定の合理性があると思われる。ただし、指定管理者として県が求める要件を満たす民間企業等の有無について継続的に情報を収集し、将来的な公募の可能性について、引き続き検討することが望ましい。	他道府県の状況を調査したところ、全てを民間企業に委託している自治体はありません。県の求める要件を満たす民間企業の有無については、今後も情報収集していきます。
三重県営住宅		
1. 特定公共賃貸住宅について（意見）	特定公共賃貸住宅として供用されている住戸は、一般公営住宅として供用されている住戸と比較して、入居率が著しく低い。施設の有効活用のため、一般公営住宅への転用を含め、入居率向上のための取組を実施することが望ましい。	特定公共賃貸住宅を公営住宅に準ずる住宅に用途変更し、入居率の向上を図りました。
2. 【北勢ブロック】契約手続について（指摘）	豊田一色団地（R1-B工区）屋根防水他改修工事について、工事請負契約書の契約日より後に権限者による承認が行われたと考えられる状況であった。当該契約書の先方への引き渡しは実質的には理事長の決裁後であると推認できるものの、そうであれば理事長の決裁日より後の日付を契約日にするべきである。少なくとも外見上、決裁権限者である理事長の決裁の前に契約書が締結されているような状況は適切とはいえず、今後の契約締結にあたって留意するべきである。	契約手続を適切に行うよう各職員に周知徹底しました。
3. 【中勢伊賀ブロック】収支差額について（指摘）	中勢伊賀ブロックの収支報告書上、人件費、一般管理費及び事務費の合計に対して収入が上	実際の処理と合致するよう年度協定書の規
		県土整備部

	回っている。この場合、年度協定書第4条第2項によれば「指定管理料の精算を行った結果、残余金が生じた場合、当該額について指定管理料より減額するものとする」と規定されている。しかし、現状では上記収支差額については指定管理者に帰属するものとして処理している。当該収支差額は、指定管理料の積算上の見積り差額に加え、指定管理者の経営努力によって計上されたものであると考えられるため、現状のとおり収支差額を指定管理者に帰属させることについて何ら異論はない。しかしそうであれば年度協定書の規程の内容と実際の処理が対応しておらず、県は内容を整理すべきである。	程の内容を変更しました。	部
4. 指定管理事業に係る間接費の取扱いについて（意見）	中勢伊賀ブロック及び南勢ブロックの各指定管理事業に係る収支状況報告において、当該事業を間接的に管理する人員3名の人件費が含まれていない状況であった。収支状況報告に事業の実態をより適切に反映するため、当該人件費のような間接費についても合理的な基準に基づき按分することが望ましい。	適切に按分の上、収支状況報告に含めました。	伊賀南部 不動産事 業協同組 合 三重県南 勢地区管 理事業共 同体
5. 相見積もりの実施について（指摘）	250万円以上の工事の発注について相見積もりを取るよう内規で定めているが相見積もりを取っていない工事が存在した。今後は必ず入手するよう改善されたい。	内規どおり3者以上から見積書を徴取するよう各職員に周知徹底しました。	伊賀南部 不動産事 業協同組 合 三重県南 勢地区管 理事業共 同体
6. 【南勢・東紀州ブロック】予算流用について（指摘）	南勢・東紀州ブロックの指定管理者は中勢伊賀ブロックの指定管理者と実質同一の組織であり、前者の業務を実際には後者の人員が実施している。この結果として指定管理者の指定管理料の内訳において人件費の流用が発生している。ただし、県への指定管理業務実績報告書に添	協議の結果を文書化しました。	三重県南 勢地区管 理事業共

付される「指定管理料執行金額内訳表」には、人件費から一般管理費等への流用については県と協議が整った場合に可能とされ、旨明記されているが、協議の結果について文書化がなされておらず、実際に協議が行われたか否かが判別できない。今後所定の手続を遵守したことを明らかにするため文書化を行うべきである。	同体 県土整備 部
県営都市公園 北勢中央公園	
1. 規程の整備について（指摘） 現在契約の方法について明確な規定が存在しない。公共団体であれば例えば「売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする」といった定めがあるのが通常である。 指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められ、そのためには、職員の異動などがあっても対応できるよう共通のルールが必要であり、最低限の規程を整備すべきである。	契約方法についての規程を作成しました。 株式会社 名阪造園
2. 再委託契約の手続について（指摘） 消防設備点検業務については、前指定管理者が業務を委託していた業者に引き続き業務を委託していたが、業務委託契約が書面で締結されていなかった。契約の当事者として責任関係を明確にするため、必ず締結されたい。また浄化槽保守点検業務においては、業務の一部である水質検査を委託先以外の業者が実施していた。必ず、委託先から申請が行われるようにされた。さらに広報業務について、委託先の都合により11月までの役務提供しか受けていなかった。支払額もそれに応じて減額しているが、こうした場合には、必ず書面で変更契約を締結すべきである。	再委託にあたっては、書面により契約すること、委託先が再委託を行う場合は指定管理者に報告すること、変更がある場合は書面によることを徹底しました。 株式会社 名阪造園
3. 収支差額の取扱いについて（意見）	

収支報告では収支差額がプラスになっているもの、指定管理者の収支状況報告において人件費として集計されているのは、現場管理事務所の業務に従事している職員分のみであり、指定管理者の本社で実施している事務に係る人件費は、指定管理業務に係る支出として計上されていない。県としては、現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。	(株式会社名阪造園) 本社で実施している公園事務に係る人件費を、収支状況報告に計上しました。 (県土整備部) 収支差額の妥当性について、情報の蓄積に努めています。	株式会社 名阪造園 県土整備 部
4. 施設改修と利用料収入について (意見)		
平成26年度にテニスコート4面について、ハードコートから砂入り人工芝コートへ改修された。この結果、指定管理者の収入となるテニスコートの利用料金は増加している。この利用料金の増加については、次期の指定管理料の積算において考慮されることになるとはいえ、増加の状況によっては、管理対象の施設が増加した場合と同様となる可能性があり、指定管理期間の途中であっても、従前の指定管理料の水準が適切であるか検討することが望ましい。	テニスコートの改修による利用料金の増加については、業務計画を見直し、利用者のサービス向上に充てました。	県土整備 部
5. 防災訓練の実施について (指摘)		
指定管理者の平成27年度の業務計画では、防災訓練を実施することが計画されていたが、実際には実施されていなかった。スケジュールを定めて毎年定期的の実施するべきである。	業務計画書に記載した避難・防災訓練を実施しました。	株式会社 名阪造園
6. 郵便はがき及び販売代金の管理方法について (指摘)		
はがきの在庫数及び販売代金の残高の裏付けとなる帳簿が存在しない。また、はがきの販売代金についても指定管理者は継続的に管理をおこなって窓口で保管しているうえに一度も回収されていない。今後、はがきの入出庫や販売代金の入出金を管理する管理簿等を作成して受払を継続的に管理し、あるべき数量や現金残高を把握するとともに、販売代金は定期的に回収することを徹底すべきである。	管理簿を作成し、郵便はがきの残数及び現金残高を把握しました。	株式会社 名阪造園
7. 消耗品の実残数管理について (意見)		
資産の管理を適切に実施するため、特に必要性が高いと考えられるグラウンドの土・石灰、テニスコートの砂については管理簿を作成して受払を継続的に記録するとともに、適時に実地棚卸を実施することが望ましい。	管理簿を作成し、受払を継続的に記録し、適時棚卸を実施しています。	株式会社 名阪造園
県営都市公園 熊野灘臨海公園		

1. 契約業務に係る規程・手続の整備について（指摘）	現在契約の方法について明確な規定が存在しない。公共団体であれば例えば「売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする」といった定めがあるのが通常である。 指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められるため、今後規程類の整備を行うとともに、契約ごとに必要な手続についても検討すべきである。	契約方法についての規程を作成しました。	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
2. 再委託契約の手続について（指摘）	現在再委託が実施されている委託業務と、再委託業務として県へ報告されている委託業務の対応関係について、業務の数及び内容が不明瞭になっている。県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。また、同種の契約を統一することで業務の効率化を図ることができ、また同一業者に対し複数の契約を行うよりも、1つに集約して大口の契約にした場合には、現状よりも経済的に契約できる可能性もあるので改善すべきである。	再委託にあたっては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載しました。樹木等管理保全業務の同種の契約については、集約して発注しました。	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
3. 契約関係の不備について（指摘）	大臼地区デニスコートに設置されている自動販売機について、業者と書面により契約が締結されていなかった。法的関係を明らかにするため今後は必ず締結されたい。	書面による契約を締結しました。	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
4. 収支差額の取扱いについて（意見）	収支報告では収支差額がプラスになっているものの、当該事業の管理に間接的に携わる人員に係る人件費が含まれていなかった。間接的に携わる人件費に関しても適切な基準を設けて按分等を行い、指定管理業務に係る支出として計上することが望ましい。県としては、現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。	（紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社） 間接的に携わる人員の人件費を、収支状況報告に計上しました。 （県土整備部） 収支差額の妥当性について、情報の蓄積に努めています。	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 県土整備部
5. 貸与品の管理について（指摘）			

	貸与品等一覧表には、該当する貸与品を特定できる管理番号を付す必要がある。また、有効かつ適切な資産管理を施行するために、貸与品について定期的な実査を行う必要がある。	(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社) 貸与品等一覧表に管理番号を追記し、実査による突合を行いました。 (県土整備部) 年1回貸与品の実査を行っています。	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 県土整備部
6. 熊野灘臨海公園危機管理マニュアルの遵守について（指摘）			
	平成27年度において、訓練が熊野灘臨海公園危機管理マニュアルに定められたとおりに実施されていない。危機管理マニュアルを遵守し、定められた訓練を行うことが必要である。	危機管理マニュアルに記載した訓練を実施しました。	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
三重県立鈴鹿青少年センター			
1. 収支差額の取扱いについて（意見）			
	現在の指定管理料の積算は、平成22年の実績に利用者の増加および利用促進のため、事業の充実等の取組に必要な経費等を見積もって積算しているが、今後の指定管理の積算においては、青少年センターの現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回より有効な積算が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。	平成30年度からの指定管理料については、平成25年度から平成27年度の3か年の各年度の支出額や収入額および収支差額の実績をふまえ検討の上、その状況を反映し積算しました。その結果、現指定管理料（平成25年度から平成29年度）と比べ減額となりました。	教育委員会事務局
2. 一般競争入札の導入について（意見）			
	7つの業務については、経済性を追求する観点から平成25～29年度を対象とした長期継続契約が行われているが、会計規程上一般競争入札の規定もあるものの、指名競争入札および随意契約により締結されている。このうち施設管理業務については入札が不調に終わったことから、最低価格を提示した事業者と交渉を行い、契約を行っている。また警備および当直業務については指名競争入札によっているが、業務内容に特殊性は認められず、一般競争入札を導入した場合は、より経済的に契約できた可能性はある。今後は業務の性質や契約額等を考慮し、特段の理由がない限りは原則として一般競争入札によることが望ましい。	本年度は対象となる契約案件がなかったため一般競争入札は行っていませんが、今後入札を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合および予定価格が県の会計規則に定める随意契約の限度額を超える場合は、一般競争入札を行っていただきます。	教育委員会事務局

3. 利用人数の基準について（意見）		
指定管理者は、青少年センターの利用資格を5名以上が参加する研修計画をもつ団体に限り、家族の場合は2名以上から利用可能としているが、人数の条件を緩和することにより、利用者が増加し、施設の有効活用につながる可能性があると考えられることから、設置目的に照らし適切な範囲内において、利用人数基準の緩和を検討することが望ましい。	平成30年度から利用許可基準を「5名以上」から「2名以上」に改定するよう指定管理者と人数基準の緩和について協議を進めています。	教育委員会事務局
4. 貸出器具の利用状況について（意見）		
青少年センターの貸出器具のうち、パソコンについては、利用度が低い状況であるにもかかわらず、リース料を支払っている状況である。利用状況と費用を勘案し、必要性を十分に検討することが望ましい。また他の器具についても、老朽化が進み、利用度が著しく低いものが存在するため、利用者のニーズをふまえ適時に更新を進めることが望ましい。	指定管理者と協議し、パソコンについてはリースの更新をしないこととしました。また、県有備品については、ビデオデッキや映写機等の利用頻度の低くかつ老朽化した備品を本年度末に廃棄することとしています。今後、利用頻度の低く老朽化が進んだ備品については廃棄を進めていきます。	教育委員会事務局
5. 長期修繕計画について（指摘）		
県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、ライフサイクルコストの削減に努めるべきである。	当該施設は、県有施設の見直し対象施設に該当しており、平成31年度末までに見直しの方向性を定めることとなっています。このため、長期修繕計画の策定については、今後、見直しの方向性をふまえて検討していきます。	教育委員会事務局
三重県立志摩病院		

1. 支出決裁における経済性判断について（指摘）	指定管理者の施設管理に係る契約の決裁同書を閲覧したところ、支出の必要性と金額が記載されているのみで、現状は指定管理に関する会計から支出するものが適当か否か、また支出するのであれば、その効率性につながる事実（例えば一般競争入札等を実施している事実）や業者の選定理由等も明確に記載されておらず指定管理者が、最善の選択をしたか否かが明瞭になっていない。 指定管理者は、支出に際して、指定管理業務に含められるのが適当かどうか、適当であれば十分な経済性を追求したかどうかについて十分に検討し、決裁文書として明示しておく必要がある。	指定管理者による病院の施設管理に係る平成29年度の契約の締結にあたっては、経済性、効率性の観点から検討を行った上で、契約方法や業者選定理由等を明示した文書により決裁を受けています。	指定管理者の平成28年度決算においても、未収金毎に分割納付など個別に回収の可能性を判断した上で、貸倒引当金を算定しています。	平成29年3月に策定した「病院事業庁個別施設計画」において、今後の施設改修等に係る県と指定管理者の負担関係を明確にするにとともに、今後はその実績についても書面として残し、評価していきます。
2. 本部からの借入金について（意見）	指定管理者は、運転資金を確保するため、公益社団法人地域医療振興協会の本部を通じて銀行から借入を行っており、その利息を支払っている 県は、指定管理者に対して、運転資金として平成27年度において350,000千円を無利子で貸付けているが、経常赤字が発生していることから、運転資金が不足し、本部を通じて銀行から長期資金を借り入れる必要が生じている。支払利息が生じた場合、経営基盤強化交付金を交付している現段階においては、最終的に三重県の負担となることから、資金計画を見直し、必要と認められる額については、三重県から長期貸付を実施することを検討することが望ましい。	県から指定管理者に対する短期貸付金について、平成29年度から600,000千円に増額しました。	指定管理者の平成28年度決算においても、未収金毎に分割納付など個別に回収の可能性を判断した上で、貸倒引当金を算定しています。	平成29年3月に策定した「病院事業庁個別施設計画」において、今後の施設改修等に係る県と指定管理者の負担関係を明確にするにとともに、今後はその実績についても書面として残し、評価していきます。
3. 貸倒引当金の算定について（意見）	指定管理者の平成27年度決算において、平成27年度の医療費（患者負担分）の請求に係る未収金については、貸倒引当金の設定対象となっていない。このうち、平成28年2月以前に発生した未収金であって月割り等による収納が得られていないものについて、個別に回収可能性を判断することが難しい場合には、過去の貸倒実績率による等の方法により、貸倒引当金を算定して計上することが望ましい。	指定管理者の平成27年度決算において、平成27年度の医療費（患者負担分）の請求に係る未収金については、貸倒引当金の設定対象となっていない。このうち、平成28年2月以前に発生した未収金であって月割り等による収納が得られていないものについて、個別に回収可能性を判断することが難しい場合には、過去の貸倒実績率による等の方法により、貸倒引当金を算定して計上することが望ましい。	指定管理者の平成28年度決算においても、未収金毎に分割納付など個別に回収の可能性を判断した上で、貸倒引当金を算定しています。	平成29年3月に策定した「病院事業庁個別施設計画」において、今後の施設改修等に係る県と指定管理者の負担関係を明確にするにとともに、今後はその実績についても書面として残し、評価していきます。
4. 修繕・設備投資の負担について（意見）	施設、設備の大型の修繕等（改良・改修を含む）については、全て計画段階でリスト化され、当該負担関係の調整が行われている。修繕・固定資産の取得の必要性について適時に指定管理者と県との間で情報共有を行い、リスク分担表に沿って負担処理している事は評価できる。しかし、計画段階における修繕等についての県と指定管理者の負担関係については修繕等計画書に記載されているものの、実際の修繕等の実績及び結果としての負担関係については、そ	指定管理者の平成27年度決算において、平成27年度の医療費（患者負担分）の請求に係る未収金については、貸倒引当金の設定対象となっていない。このうち、平成28年2月以前に発生した未収金であって月割り等による収納が得られていないものについて、個別に回収可能性を判断することが難しい場合には、過去の貸倒実績率による等の方法により、貸倒引当金を算定して計上することが望ましい。	指定管理者の平成28年度決算においても、未収金毎に分割納付など個別に回収の可能性を判断した上で、貸倒引当金を算定しています。	平成29年3月に策定した「病院事業庁個別施設計画」において、今後の施設改修等に係る県と指定管理者の負担関係を明確にするにとともに、今後はその実績についても書面として残し、評価していきます。

の協議内容も含め計画からの推移が記載されていない。指定管理者と県との協議による負担関係の決定事項については、協議毎の判断のばらつき等の発生等を避けるため、協議結果による修繕計画の負担予定と実績（実際の修繕実績と負担結果）の評価を行うべきと考えられる。 この点、画一的な分担表を作成することはその判断の柔軟性を失う事等が考えられるため、現状のリスク分担表でも問題ないものと考えられるが、計画の策定と協議による実績の評価については判断が属人的なものにならないように実施されることが望まれる。			
5. 業務委託における評価・期間について（意見）	指定管理者は、主な業務委託として19 契約を締結しているが、業務委託契約に係る委託先業者の評価や委託業務のモニタリングに関し、十分な実施結果を残していない。 また、19 契約の内、12 契約が単年度契約となっているが、複数年契約とすることで発注金額の規模が大きくなり、業者にとつて入札に参加する魅力が増す可能性がある。複数年契約などの工夫を重ねても一者入札が継続する場合には、手続の煩雑性の緩和等を勘案して、随意契約を検討することも考えられる。 一者入札や随意契約により一つの業者が長期的に受託している場合においては、委託先の変更を行うことや、委託の変更先が無い場合においては、適時にモニタリングし指導等を徹底できる様にする必要があると考えられる。そのため、今後も契約方法について継続的に評価を行い工夫していくことが望ましい。	指定管理者において、平成29年度に平成30年度からの契約の締結に向け、診療材料管理業務や施設維持管理業務などの業務委託を複数年の契約期間として、公募型プロポーザル方式で参加業者の募集をしています。今後も競争性の確保に向け、継続して工夫していくよう指定管理者に要請していきます。	公益社団法人地域医療振興協会 病院事業庁
Ⅲ 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入していない施設）			
水道事業施設 工業用水道事業施設			
1. 一般競争入札の競争性の確保について（意見）	継続して1 者入札により落札している工事関係の委託業務が存在する。 競争入札に参加するかどうかは業者の自由意思ではあるものの、1 者入札の原因分析とその解消策の検討は県の重要な課題であると思われる。 1 者入札が継続している状況においては、契約期間の見直しなどで、契約金額の引き下げに	点検工事等において、1 者入札が継続している状況を受けて、受注者の業務の安定性の向上や入札参加者の増加、契約金額の縮減に繋がると考えられる、より長い契約期間を設定	企業庁

つながる可能性もあり、あらゆる可能性について検討することが望ましい。	することとしました。	
2. 準備品の管理について（指摘）		
準備品（県で規定している固定資産に金額基準で該当しないものの現物の管理対象となる備品をいう。）については、現物に準備品表示票を貼ることが規程上定められているが、現物を確認したところ、準備品表示票が貼られていないものが認められたため、今後は留意すべきである。	指摘のありました準備品については、直ちに準備品表示票を貼付するとともに、他の準備品についても表示票の剥がれや損傷がないことを対象所属で点検確認しました。 また、準備品を管理する企業庁の各所属にて対し、同様の事案が発生しないよう文書にて周知しました。 今後は、年2回実施している会計事務自己検査においても、表示票の貼付確認を徹底します。	企業庁
3. 現物資産の管理について（意見）		
現物の内容について現地の担当者に確認をしたところ、平成19年3月末に固定資産異動報告書が作成され、固定資産台帳上では除却と記録されていたものが存在した。 規程上問題とならないが、現物は存在することから、その内容について把握できる状態にし、おく必要がある。 実際に廃棄が行われた時点まで、最低限その存在が判明するよう記録及び管理を行うのが望ましい。	不要となった資産については、固定資産台帳上の除却処理を行うとともに、現物を適切に廃棄します。 ただし、廃棄処分を委託する必要があるなど、直ちに廃棄できない場合は、除却時の固定資産異動報告書に一時保管場所を記載して管理することとしました。 なお、意見にありました「ふらん器」については、平成28年度に廃棄しました。	企業庁
4. 修繕引当金について（意見）		
現在の修繕引当金の取崩方針としては、①突発事故の発生、②予算を超過する執行額の発生、の2つがあることであるが、該当事象が発生していないことから、過去2年間において取崩しの事象は発生していない。 しかし、より具体的な取崩しの方針及び地方公営企業法関連規程改正後の引当金の定義を踏まえた修繕引当金の計上額算定方法を検討されたい。	関連規程改正前に計上された修繕引当金については、従前どおり突発事故等により予算が不足することとなった場合は取り崩すとともに、今後の修繕計画及び資金状況をふまえて取り崩しを行い、期間損益の平準化を図ることとします。 また、関連規程改正後における修繕引当金の計上については、法令上の義務付けがある	企業庁

		など修繕の発生が合理的に見込まれるものに限る計上できるととされており、現在のところ該当するものはないと考えています。	
5. 長良川河口堰の取り扱いについて（意見）			
	固定資産仮勘定（建設）の中で、事業が開始されないため、52,410,017 千円が長期滞留となっている。 給水実績としては年々減少していることから、将来水需要に備えた水源確保ではあるものの今後の事業可能性に留意が必要である。	現時点では長良川河口堰を水源とする工業用水の需要の発生には至っていないものの、北勢地域においては、新名神高速道路、東海環状自動車道及びリニア中央新幹線などの広域的な交通基盤の整備等による産業経済の発展に伴い、今後、新規企業立地等による工業用水の需要が生じるものと考えています。 また、近年の少雨化に伴う渇水傾向に鑑み、長良川河口堰は将来の工業用水需要に向けた安定供給のために必要な水源であるとと考えています。 なお、工業用水道の給水実績につきましては、平成 27 年度までは年々減少しておりまして、平成 28 年度は前年度に比べ微増となっています。	企業庁
三重県総合博物館（MieMu：みえむ）			
1. 薬品の取扱いと棚卸について（指摘）			
	【台帳への記載漏れ】 資料洗浄などに使用する危険物のアセトン（引火性液体）について、台帳に記載されている残量よりも実際に計測した残量が4.1キログラム少なかった。総合博物館が後日調査したところ、当該かい離分は往査当日、資料洗浄のため別室に持ち出していたにもかかわらず、記帳を失念していたことが判明したとのことであった。より一層取扱いを慎重にすべきである。 【保管のルール】 薬品の保管棚については、はがれにくいシール等に棚番号を記載する等して、明確に薬品の所在がわかるようにするなど保管に際してのルールを整備する必要がある。	【台帳記載漏れ】 指摘をふまえ、薬品使用時の台帳への記載を徹底するとともに、薬品ごとの取扱いが記載されている安全データシートや、危険物、毒劇物に関する法令資料を用いて、職員に対し薬品管理に対する基本的ルールの遵守を徹底しました。 【保管のルール】 薬品の保管棚については、はがれにくいシールに棚番号を記載して、明確に薬品の所在がわかるようにしました。	三重県総合博物館

	【不要薬品の処分】 旧三重県立博物館時代から使用されていない薬品が散見された。不要である薬品については早期に処分することが望ましい。	【不要薬品の処分】 旧三重県立博物館時代の不要な薬品については、平成30年8月を目途に調査を進めており、調査後は適切に処分します。	
2.	図書を含む収蔵物の棚卸について（指摘） 収蔵物等は、平成26年4月の開館に先立ち、納入の際にすべての保管物につきリストとの照合が行われ、現時点においては現物とリストが大きくかい離していないと思われるものの、棚卸は一部の部門でしか実施されていない。定期的にすべての部門において実施するべきである。なお、膨大な量になる図書や収蔵物を毎年確認するのは現実的ではないが、サンプル抽出による棚卸実施や対象資産をその種類別に区切って数年ですべての現物資産を確認する循環棚卸等の手法を用いて棚卸をすることも検討されたい。		三重県総合博物館
3.	物品台帳の整理（指摘） 三重県内名物餅レプリカ等、本来は収蔵品として把握されるべきものが備品として物品管理台帳に記載されている場合がある。物品管理台帳の記載内容を整理し、収蔵品とすべきものが含まれていないかを確認する必要がある。	博物館では、備品は物品管理台帳により、収蔵品は収蔵品台帳によりそれぞれ整理し管理しています。指摘をふまえ、平成28年10月5日までに、物品管理台帳の記載内容のうち収蔵品とすべきものについては、収蔵品台帳に記載されていることを確認し、物品管理台帳から削除しました。	三重県総合博物館
4.	敷地内の整備について（意見） 三重県総合博物館のミュージアムフィールドについては、往査時点（平成28年9月7日）においては十分とは言えず、景観を損なうだけでなく、ごみのポイ捨ての誘因になりかねないことから、現在作業計画にしたがい年2回の除草が行われているものの、より一層の整備を充実させることが望ましい。	平成28年度に引き続き、平成29年度も植栽管理として年2回（8月10日、12月20日）からのそれぞれ数日間）機械による除草作業、人力による草引きおよび低木類管理、年1回（10月24日からの数日間）の芝生管理を実施するとともに、意見をふまえ、職員による巡視の強化や注意看板の設置を行いました。今後ともミュージアムフィールドの環境維持に	三重県総合博物館

			努めていきます。	
5. 企画展示に関するアンケート調査について（意見）				
	平成27年度に開催された企画展示について、企画提案コンペによる大規模な広報が行われた。今後、同様に大規模な広報を行う場合には、実施するアンケートについて、定型的な項目に加え、大規模な広報の効果が測定できるような一定の工夫を組み入れることが望ましい。	意見をふまえ、今後大規模な広報を実施する際には、アンケート項目を追加・充実し、広報等の効果をより的確に測定できるよう、工夫を重ねていきます。		三重県総合博物館
6. 評価部会のホームページでの公表について（指摘）				
	平成27年6月11日に開催された平成27年度第1回三重県総合博物館協議会評価部会の開催結果について、ホームページに掲載する決裁が平成27年8月19日に行われているが、往査日現在（平成28年9月7日）時点でホームページには掲載されていない。速やかな掲載が必要である。	指摘をふまえ、平成27年度第1回三重県総合博物館協議会評価部会の開催結果について、平成28年11月29日にホームページに掲載しました。 今後は、協議会等の開催結果について、速やかにホームページでの掲載を行っていきます。		三重県総合博物館
三重県立図書館				
1. 施設全体の有効運営について（意見）				
	往査日（平成28年9月9日）時点、図書館の2階の文学コーナーにおいては、熊本地震に係る啓発や観光に係る資料等が展示されていた。この様な県外における文化交流や情報発信を目的とした取組は有意義であるが、利用者については非常に少数の図書館利用者のみであった。そのため、取組は活発にされているものの、その情報が利用者に十分に提供されているかが懸念される場所である。今後は有効運営にも配慮した取組を行うことが利用者満足の向上にも資するのではないかと考える。	意見をふまえ、常設展や企画展の充実に努めた。また、1階閲覧室展示コーナーで文学コーナーの見どころを紹介した展示を行うなど、1階閲覧室から2階文学コーナーへの誘導案内表示を工夫するとともに、県生涯学習センターの協力を得て、講座参加者に案内を行いました。		三重県立図書館
2. 閉架書庫について（意見）				
	県立図書館においては、バックナンバー（過去に陳列していたもの）についてはすべて地下に移動され、期間設定等も無くすべて保存している。今後、収納量が不足することは明白であり、閉架書庫の容量が一杯になる前に方針を定める必要がある。仮に取捨選択しての保管を行う	以前から資料の収容能力については課題として認識しており、これまでも複数冊所有する図書の廃棄などに努めてきたところだ。		三重県立図書館

	う方針であれば保管対象となる書籍種類・期間等を明確に取り決める必要がある。「図書等除籍・廃棄取扱要領」に加え、「三重県立図書館資料収集方針」が現在存在するが、収容量が適切な水準に収まるのかどうかは明確でなく、引き続き検討することが望ましい。	意見をふまえ、平成 29 年 10 月に「図書等除籍・取扱要領」を改正し、除籍要件の追加を行いました。さらに、図書等の市町立図書館との分担保存についても見直しに着手したところです。 なお、図書等の除籍や廃棄にあたっては、図書館資料選定委員会慎重に判断しながら、引き続き、収容能力に応じた適切な収集・保存を行っています。	
3. 利用者意見やクレームについて（意見）	意見・クレームの概要やその対応方針（又は対応結果等）、対応時の留意点、対応終了の有無等の情報を一覧表とすることによって、継続的に検討されるべき案件が明確になるほか、情報の取り漏れ等も減少すると考えられる。また、同様の意見やクレームがあった場合に図書館としての対応が統一できることから、対応の品質改善にも資すると考えられる。そのため、ファイルでの一覧表管理を行い、その情報の明確化をすることが望ましい。	意見をふまえ、平成 29 年 4 月からファイルでの一覧表管理を開始し、職員で情報共有しています。	三重県立図書館
4. 図書資料の紛失等に係る処理について（指摘）	「資料の亡失・汚損・破損届」について査閲したところ、サイン漏れのもの、サイン及び資料情報について記載漏れのもものが確認された。図書館のデータベース上で代品の入荷がなされていることが確認されたので、実質的に問題はなかったものの、今後運用を適切に実施すべきである。	平成 28 年 10 月よりダブルチェックを実施し、サイン漏れ等の防止に努めています。	三重県立図書館
5. 協力貸出における運賃の負担状況について（指摘）	三重県立図書館と、市町等の図書館は協力貸出を行っている。現状協力貸出の際、図書の搬送業務を業者に委託しているが、発生する費用は県立図書館が全額負担している。この負担関係については、現在協定書等の規定が存在しない。こうした市町図書館との関係については、文書化を行い明確にしておく必要がある。	図書館資料搬送に係る負担関係について、平成 29 年 12 月に市町と協議を行いました。協定等の締結には至っていません。引き続き、締結に向けた協議を行います。	三重県立図書館
6. 図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について（意見）			

現在、県立図書館は蔵書冊数約870,000冊を有しており県民人口に対する割合は都道府県図書館においても上位を占めている。 一方で、県立図書館の図書の収容能力は約1,000,000冊とその収容能力は限られており、県立図書館は「三重県図書館資料（図書、雑誌、新聞）保存要領」を平成25年7月に策定し、県内市町図書館との蔵書の重複の解消を図っているが、毎年廃棄等により減少する以上に購入される図書が上回っている状況であり、実際の除籍・廃棄される年間冊数は、300冊から3,000冊程度となっている。 図書収容能力には限界があることから、図書等除籍・廃棄取扱要領について再度見直しを行う時期にきている。なお平成28年12月1日より「三重県立図書館資料収集方針」の一部を改訂し、収集する資料は原則1点とした他、従来収集した資料のうち1点は、原則として除籍・廃棄の対象としない旨定めていたが当該規定は削除された。今後は上記要領とあわせて県民の文化的生活に寄与する図書の適切な収集・保存を図るのが望ましい。	平成29年10月に「図書等除籍・取扱要領」の一部改正を行い、除籍要件の追加等を行いました。今後とも、関係要領等を見直すなどして、図書の適切な収集・保存に努めます。	三重県立図書館
7. 図書を返却しない利用者に係る利用者情報の削除について（指摘） 現在、未返却の図書について、はがきや封書、電話などによる督促を返却期限日を起点として2年間のうちに数回行っているが、それでも返却されない図書については、図書等除籍・廃棄取扱要領に基づき、最終の督促を行った時から3年を経過した時点で除籍し、利用者情報も同時に削除している。利用者間の公平を確保し、返却期限の順守を促すためにも、督促してもなお図書が返却されない場合の除籍、利用者情報の削除について見直すべきである。	利用者間の公平を確保し、返却期限の順守を促すため、他館の状況等を調査するなど情報収集を行いました。これらをふまえ、未返却図書の除籍時期の延長等を内容とする「図書等除籍・廃棄取扱要領」の改正を平成30年3月に行いました。	三重県立図書館
8. 未使用物品の除却処理について（指摘） 現物は実在していたものの、実際には使用していないものが数点確認された。将来的に使用に供する可能性がない備品については適切な承認を経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。	すべての備品リストを確認し、平成28年11月に不要な備品を適切に処分するとともに、備品台帳の整理を行いました。	三重県立図書館
9. 倉庫内の整理整頓について（指摘） 備品の実在性を確認するために倉庫内を視察したところ、その中には三重県の公文書も含まれていた。これらは適切に整理及び保管されるべきであり、また、これらの公文書の多くは保存期間を過ぎたものであることから、適切に処分すべきである。	指摘をふまえ、平成28年11月、「三重県公文書管理規程」に基づき、適切に廃棄等を行いました。	三重県立図書館
三重県立美術館		
1. 美術館の魅力向上について（意見）		

現在、作品の購入予算がなく、寄贈が中心であるため、作品のコレクションを増やし、館の独自性を表現することが困難な状況ではあるが、特徴的なコレクションを形成することは館の独自性や魅力を向上させることにつながるため、この機能の充実に努められたい。また、作品保護のため美術館における飲食に対する制限が大きいことは十分に理解できるが、施設のさらなる有効利用に向けて、食事や休憩に関する来館者ニーズへの対応について検討することが望ましい。	引き続き、館の収集方針に基づき、県ゆかりの作家など魅力的な展覧会の開催に努めるとともに、特徴的なコレクションを形成できるよう、予算獲得等に努めているところです。また、来館者からの飲食に関する多様なニーズへの対応については、軽食の提供等を館内レストランに働きかけるとともに、団体利用者に対しては、美術体験室で飲食ができるよう対応しています。	三重県立美術館
2. 割引券の有効活用について（意見） 美術館においては、利用者拡大や施設・イベントの広告のためにリーフレットや割引券を発行している。配分割合を変更する等、配布の効率化や費用対効果の向上につなげることが期待できるため、今後割引券の利用状況から、その宣伝効果等について検証の実施を検討されたい。	割引券の配布効果について、企画展の内容や開催時期による傾向を把握するため、現在、平成30年度末までを対象期間として調査を行っています。その結果をふまえ、必要に応じて費用対効果等の観点から、配布先や配布数の見直し等を検討します。	三重県立美術館
3. 利用料免除申請書控の保管方法について（意見） 美術館運営に係る各種申請書を確認した結果、利用料免除申請書（美術館の控え分）について承認印・日付の記載がないものが見受けられた。現状では、利用者から提出された申請書を保管しているが、一部を除いて許可の事実を示す書類の写しを保管していないため、今後は、許可を行った書類をコピーして保管する方法へ統一することを検討されたい。	意見をふまえ、利用料免除の許可を行った際には申請者に交付した書類をコピーし、一体として保管する方式に変更しました。	三重県立美術館
4. 書籍の管理（意見） 他の美術館・大学から寄贈された書籍をシステムで管理しているが、往査日（平成28年8月21日）時点で書庫を視察したところシステムに未登録の書籍が平成26年に届いた状態で放置されていた。今後、大量に書籍が送付された場合には、少なくとも荷物ごとには、組織としてこうした漏れが生じないようにするのが望ましい。また、所蔵の要否は学芸員の知見に基づき判断によることになるが、その判断に要する期間の目安及び所蔵しないと判断した書籍の取扱いについては規定・マニュアルを作成し、長期間放置されることの無いよう、外部へ寄贈可能な書籍に関する情報を提供していくことが望ましい。	寄贈された書籍の処理漏れが生じないよう、大量の書籍が寄贈された際には、荷物ごとには、記録をするなどし、適切に対応することとした。 なお、寄贈された書籍の取扱マニュアルを平成29年1月に策定し、これに基づき、適切に事務を進めています。	三重県立美術館

5. 長期修繕計画について（意見）	美術館の所蔵している作品は一定の温度及び湿度の下での保存が必要で機械の故障による不調が許されないこと等から、修繕実施による建物使用の延長年数を検討すると同時に、建替えとの比較考慮を行い、長期的視野に立った修繕計画を検討することが望ましい。	「みえ公共施設等総合管理基本方針」をふまえ、平成32年を目途に長寿命化計画を策定し、長期的視野に立って計画的に修繕・改修を実施していくこととしています。	三重県立美術館
6. 予定価格の設定方法について（意見）	熱源系空調設備の一般競争入札の実施に当たり、予定価格の見積算定積上計算を自ら行うことが困難であるため、業者見積書の金額に一定の割合をカットして調整していた。予定価格算定の実施上やむを得ず行う場合であっても、見積書の内訳を精査し、可能な限り検討するのが望ましい。この点現在の工事設計書には、各工事の内訳が1台もしくは1式で記載されており、これを単価及び時間数に細分化して検討すること、より精緻な分析を行うことを検討された。	専門性や特殊性の高さから自ら見積額を算定することが困難なケースもありますが、意見をふまえ、可能な限り工事の内訳を細分化し、それぞれの項目で分析を行った上で積算しているところ。	三重県立美術館
三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター			
1. 平成24年度包括外部監査からの改善状況について（指摘）			

平成 24 年度包括外部監査において、低利用の状況改善に向けた活用方針の策定が意見として出されているが、旧来の貸館事業が営まれている。平成 30 年度に新名神高速道路菟野インターチェンジ（仮称）の設置が予定され、周辺環境の改善が見込まれることから、こうした環境変化によるニーズを活かして低利用の状況を改善するため、どうすべきかを検討すべき時期に来ている。	当該施設については、稼働率の改善に向け展示会・商談会で企業ブースの戸別訪問を行うなどの広報活動に取り組んできました。しかし、鈴鹿山麓リサーチパークの開発行為許可により用途が限定されており、建物を「リサーチコア及び試験研究施設」以外に転用することができない中では、当該施設単体での利活用の検討には限度があります。 また、年間の維持管理費に加え、耐用年数が経過している空調機器の更新などの大規模修繕を避けることができない時期に来ています。 このため、四日市市を含む関係者と調整を行った上で平成 30 年度中に休館し、最終的な施設の方向性については、リサーチパークの利活用の動向もふまえて、平成 31 年度末までに再度検討することとしました。	雇用経済部
2. 稼働率の改善について（意見） 現状の貸館事業について、一般の県民にとっては、三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの存在が身近に感じられず、その存在に対する認識が乏しいのではないかと思われる。認知度を高めるべく民間の広報力の活用も含めた積極的な情報発信を行い、対外的な広報活動の充実を図るとともに、情報収集を行い利用可能性のある団体等への働きかけを行うなどの施策を検討するのが望ましい。	平成 29 年度は、年に複数回ドローン講習を行う利用団体が 2 団体に増加しました。また、過去の利用団体からの紹介を通じて少しずつ利用団体が増加しています。これらにより、稼働率や使用料収入に改善がりましたが、依然として低水準に留まっています。	雇用経済部
3. 備品管理について（指摘） 備品について現物確認を実施した結果、管理台帳には掲載しているものの、固定資産管理シールが貼られていないものや、管理台帳に掲載されておらず、固定資産管理シールも貼られていないために所属が判明しないものがある。備品を適切に管理し、その所在を明確にするために固定資産管理シールの貼付を徹底することが必要である。	監査実施後、現地で台帳と備品の照合を行い、管理台帳に掲載されているものについては、物品標示票の貼付を行いました。また、掲載されていないものについても、管理台帳への掲載を行うとともに、物品標示票の貼付を行いました。 平成 29 年度は、現地にて台帳と備品の照合を行うことで、引き続き適切な備品管理に努	雇用経済部

めました。(平成30年2月5日に点検済)		
三重県立津高等技術学校		
1. 職員会議等の議事録の作成について (意見)		
職員会議のように定期的に行われる会議の結果については、情報の整理及び共有のため、議題だけでなく質疑内容・結論も含めた議事録とするのが望ましい。その上で議事録は出席者に回覧し、作成者の誤認等があれば必要に応じて修正し、後日誤解等が生じないようにするのが望ましい。なお、平成28年度9月より議事録の作成は改善されており、情報共有も図られていた。	(三重県立津高等技術学校) 平成28年9月分開催以降の職員会議については、質疑内容、結論等を含めた議事録を作成し各職員への周知及び情報共有を図っています。 (雇用経済部) 作成された議事録を各職員へメールするとともに、職員から指摘があれば必要に応じて修正し、適切に保管されていることを確認しました。	三重県立津高等技術学校 雇用経済部
2. 施設整備に関する要望について (意見)		
校内に現状、売店や自動販売機が存在せず、課程修了時におけるアンケートにおける生徒の要望から平成28年12月を目的に設置予定であるとのことであった。当該要望は過去から継続的に存在しており、メ리트・デメリットの把握を適切に行い、追加的な要望部分についても結果として生徒及び施設として利益を享受される様な案件については積極的な検討及び実施対応が望まれる。	(三重県立津高等技術学校) 自動販売機については、平成28年12月に設置しました。 その後も施設整備・訓練環境改善については、訓練生にアンケートを取るなどして調整し、予算状況をみながら優先順位をつけて実施しています。現在は、トイレの洋式化工事やLED化等、訓練実習の環境改善に取り組んでいます。 (雇用経済部) 今後も施設修繕などでアンケート結果を参考にするとともに、国の補助を活用しつつ、効果的な整備を実施していきます。	三重県立津高等技術学校 雇用経済部
3. パンフレット等への広告掲載の検討について (意見)		
高等技術学校における収入については、授業料の他には主なものとしてはセミナー受講料が存在するが、その他の収入については、自販機設置に係る利用料が見込まれるのみである。高等技術学校については、収入を拡大する手段の一つとして例えば広告・パナー収入の確保とい	(三重県立津高等技術学校) HPのパナー広告については、訓練生の就職に直接関係しており公平性の観点から課題	三重県立津高等技術学校

	うことが考えられる。高等技術学校のHP上における広告先の募集やバナーの掲載等、公平性の高いものについては一度検討されたい。高等技術学校の設置目的として収入拡大は一義的な目標ではないが、今後、上記の様な追加収入を得て施設魅力の向上をするための投資の財源とするという長期的な視点も踏まえて検討することが望ましい。	があるため慎重に検討していきます。 その他の方法による収入拡大についても今後の検討課題として取り組みます。 (雇用経済部) 津高等技術学校には雇用のセーフティネットとしての役割があり、訓練生は様々な企業等に就職しています。 訓練生の就職への影響を考慮すると、特定企業の名前が出る広告は公平性に課題があり、慎重な検討を要すると考えます。	雇用経済部
4. 申請書における記入不備（指摘）	学校運営に係る各種申請書について査閲した結果、授業料減免申請書に申請日付の記載漏れが見受けられた。適切な記入管理に留意されたい。	(三重県立津高等技術学校) 各種申請書については、主務者及び副務者の2名体制で確認を行い、適切に処理を行っています。 (雇用経済部) 今年度の授業料減免申請書には申請日付の記載漏れはなく、適切な記入管理がなされていることを確認しました。	三重県立津高等技術学校 雇用経済部
5. 能力開発セミナーについて（意見）			

高等技術学校においては、通常の履修課程の他に、在職者向けの能力開発セミナーを実施している。現状は学生のセミナー受験生の人数の把握はできているものの、セミナー受験生の内結果として高等技術学校へ入学した生徒がどの程度いるのか等の把握は行っていない。現状において入校生の増加に対する対応は実施されていると考えられるが、その対応が実績に基づいたものとなるように分析や把握を行うことを検討されたい。	(三重県立津高等技術学校) 入校促進に向けた取組として、能力開発セミナー参加校を含む県内の高校を直接訪問し、募集案内の配布やオープンキャンパスへの参加等のPRをし、学校と入校見込生徒数などの情報交換を行っています。 (雇用経済部) 雇用のセーフティネットという同校の性格上、セミナー受講生のみならず、一般高校を卒業した新卒者や、職業能力開発の機会を得て再出発したい離職者などにもPRしていく必要があります。今後もハローワークと連携して募集を実施していきます。	三重県立津高等技術学校 雇用経済部
6. 学校内倉庫への私物の保管（指摘） 機械制御システム科の倉庫において、職業訓練指導員の私物であるタイヤを数本発見した。早急に撤去すべきである。このほか、同倉庫内ですでに使用していないものの、除去処理を行わず備品管理台帳に記載されたままになっている物品を発見した。使用する可能性のない備品については、適切な手続きを経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。また、敷地内西の二階建て実習棟の二階部分南側屋上に設置されている木造倉庫内を視察したところ、所有者不明の楽器及びパソコンが発見された。留意する必要がある。	(三重県立津高等技術学校) 職業訓練指導員の私物は、実地監査終了後直ちに撤去し、このような公共施設の私的利用が発生しないよう、職員に対し注意、指導しました。 また、使用する可能性がない備品で、廃棄されず備品管理台帳に記載状態にあるものにあつては、平成28年11月末にすべて廃棄手続きを完了し、同台帳から抹消し、それ以降も適正な物品の管理を行っています。 (雇用経済部) 問題となった現場を視察し、撤去されていることを確認しました。今後、適正な物品の管理を行っていきます。	三重県立津高等技術学校 雇用経済部
7. 在籍者からの預り金の取扱いについて（指摘） 在籍者個人が使用する教科書、作業服、工具等に係る費用については、在籍者個人から各年度初めに所定の金額を各受講科、各年次別に各職業訓練指導員が管理する銀行口座に振り込み、そこから在籍者がそれぞれ購入した教科書、作業服、工具等に関する費用を支出する処理を行っている。適切に支出されていることが確認できたものの、支出に係る証憑の整理の方法	(三重県立津高等技術学校) 平成28年11月1日に「訓練生からの預り金取扱い要領」を定めました。 収入・支出の際は上席の決裁を義務付ける	三重県立津高等技術学校

が統一されておらず、また、通帳の管理及び支出については各職業訓練指導員がそれぞれ一人で行っていた。相互牽制効果が機能するよう体制を整備するとともに、受取利息の精算等、証拠のない支出についてはその経緯を詳細に記録すべきである。	など書類の流れを統一しました。 また、預り金の口座名義は各科の会計責任者とし、総括責任者である本校教頭の最終決裁を経て出入金を行うなど、一括管理体制により適正に取扱いを行っています。 (雇用経済部) 上記要領、通帳その他証書類が整備され適切に処理されていることを確認しました。 雇用経済部
8. 在籍者からの預り金から発生した受取利息の取扱いについて（意見） 在籍者から授業料以外の経費として徴収した預り金のうち、残額については募集要項にもあるように、卒業時もしくは退校時に返還する手続きを取っている。発生した受取利息の取扱いについて各職業訓練指導員によって取扱いが異なっている。教育委員会所管の三重県立の諸学校でのこのような生徒からの預り金に係る利息の処理について確認したところ、卒業生への分配ということを行わず、次年度もしくは新規入学者の口座に繰り越していく処理を行っているとのことであった。今後、高等技術学校においてもこのような方法を検討する必要があると考える。	三重県立津高等技術学校 雇用経済部 (三重県立津高等技術学校) 平成 28 年 11 月 1 日に「訓練生からの預り金取扱い要領」を定め、年度末に預り金を精算することとし、精算に伴う余剰金は最小限に留め、次年度に繰り越すこととしました。 (雇用経済部) 上記要領に繰越の旨の記載があることを確認しました。今後、適切な処理が行われるよう確認していきます。
9. 書類の取扱いについて（指摘） 平成 25 年度入学者の預金通帳の閲覧を試みたところ、職業訓練指導員が独断で廃棄しており確認することができなかった。預金通帳が学校運営上必要となる書類であるという認識を高し、総括責任者である本校教頭の最終決裁を経て出入金を行うなど、一括管理体制により適正に取扱いを行っています。 なお、通帳を含む関係書類が学校運営上必要であり、独断での廃棄等を行わないように周知徹底しています。 (雇用経済部) 上記要領、通帳その他証書類が整備され適切	三重県立津高等技術学校 雇用経済部 (三重県立津高等技術学校) 平成 28 年 11 月 1 日に「訓練生からの預り金取扱い要領」を定め、預金通帳を含め収入及び支出に係る書類を 5 年間保存することとしました。 預り金の口座名義は各科の会計責任者とし、総括責任者である本校教頭の最終決裁を経て出入金を行うなど、一括管理体制により適正に取扱いを行っています。 なお、通帳を含む関係書類が学校運営上必要であり、独断での廃棄等を行わないように周知徹底しています。 (雇用経済部) 上記要領、通帳その他証書類が整備され適切

			切に処理されていることを確認しました。	
三重県立一志病院				
1. 医事会計システムのパスワード設定について（指摘）				
医事会計システムにつき、定期的なパスワード変更は行われていないため、セキュリティの観点から定期的なパスワード変更のルールを構築する必要がある。	パスワード変更は3ヶ月毎に行うこととし、定例会議等において各職員に周知を図っています。	三重県立一志病院		
2. 投資計画とライフサイクルコストについて（意見）				
一志病院においては、平成22年3月の「県立病院改革に関する基本方針」において県営ではなく、ニーズに応えられる事業者へ移譲することが示されているものの、現時点では具体的な移譲先は未決定であることから、計画的な投資が行われていない。 施設全体の運営としては、厳しい収支予算の中においても、病院事業収益の拡大と、病院事業費用の削減について積極的な取組を行っていることは評価されるべきであるが、今後も引き続き、施設・設備を安全・円滑に運用していくことは重要であることから、新たに作成した平成29年度から5年間の改修・修繕計画に基づいた上で、ライフサイクルコストを勘案し、全体適性を追求していくよう検討するのが望ましい。	平成29年3月に、施設・設備の老朽化に伴う改修等を中長期的な視点をしながら計画的に実施するための「病院事業個別施設計画」を策定しました。今後は当該計画に基づき、ライフサイクルコストだけでなく緊急性も勘案し、施設・設備の改修等に努めていきます。	三重県立一志病院		
3. 固定資産の実物管理について（指摘）				
固定資産一覧表を基に、実物確認を行ったところ、以下の問題点が見受けられた。 ①固定資産一覧表への登録について 「資産一式」という形で資産登録を行っているものが複数存在した。「資産一式」についてどの様な資産が含まれているか確認を行ったところ、具体的に把握はされておらず、結果的に該当資産が不明であったことから、対象資産を明確にし、不明な資産については適切に除却すべきである。 ②不良資産や不要資産の処理について 複数の予備備品（予備のベッド等）が保管されており、その中にはすでに使用できない不良資産や実質使用されていない不要資産が存在していることから、適時適切な資産整理を検討されたい。	資産一式の登録については、該当資産が存在しないことを確認し、固定資産一覧表から削除しました。 不要となった物品については、速やかに処分を行うとともに、固定資産一覧表から削除を行うなど、適切な管理に努めています。	三重県立一志病院		
4. 薬品納入業者の選定について（意見）				

薬品の購入について、一志病院では随意契約により納入業者を選定している。具体的には、納入実績のある6社の業者に見積もり依頼を行い、新薬については製薬会社別に、一方後発薬については薬剤品名別に、定価からの値引き率によって納入業者を決定し、当該業者と薬価の交渉を行っている。 見積もり依頼を行った業者の選定理由として、「(1)薬事法の規定に基づく販売許可を受けており、確実な品質管理がなされていること、(2)当院が必要とする医薬品を常時安定的かつ継続的に納入できること、(3)緊急の発注にも対応できること、(4)当院への納入実績があり、誠実な契約履行が見込めること」という理由が挙げられているが、見積依頼業者の選定に当たって、見積依頼業者の入れ替えの検討等を行っていないかった。 そこで、業者選定理由の(1)から(3)に合致する業者が他にないか否かの判断を定期的に行う必要があると考える。また、(4)については確実な納入の担保を求めるとしても、他病院等への納入実績で足りると考える。	平成29年度の契約にあたっては、医薬品卸売事業者の一覧から、業者の選定基準に合致すると思われる業者に見積り合わせの参加を依頼するなど、さらなる競争性の確保に努めました。 業者の選定基準の見直しを行い、納入実績について、「当院と同規模以上の病院との取引実績があり、誠実な履行確認が見込めること。」に変更しました。	三重県立一志病院
斎宮歴史博物館		
1. 委託業務における予定価格について (意見) 特命随意契約により契約が行われている保守点検業務の予定価格の算定方法について改善の余地があると考えられる。現在の予定価格は、参考見積もりを入手し、それに諸経費等を調整して算定されているが、その内訳が各作業内容について数量一式で記載されているため、実勢価格と比較することができない。当該業務には特殊性があるため、予定価格の算定が困難であることは理解できるが、予定価格の算定においては、各作業内容の数量を労働時間と時間単価から人件費を算出するなど金額が妥当な水準であるか、可能な限り検証することが望ましい。	次回契約時(平成30年度、契約期間3年)は、予定価格が妥当な水準であるかどうかを、実勢価格と比較・検証ができるようにするため、委託業務の各作業内容に対する人件費(技術者労働単価×人数×日数)や材料費等に基づき算定するように改善します。	斎宮歴史博物館
2. 教育財産の使用許可について (指摘) A 法人に教育財産の使用許可を与えているが、継続して使用許可を受ける場合、その条件として「使用期間の満了2か月前までに書面をもって館長に申請しなければならない」ことが挙げられている。つまり4月1日から継続して使用許可を受ける場合、1月末までに申請しなければならない。しかし、平成27年度分については、3月に申請されており条件を満たしていない。県は、更新時において適切に指導することが必要である。	教育財産の使用許可事務について、規程に基づき指導し、適正な事務処理に努めていきます。 平成29年度への更新事務においては既に指導を行い、適正に処理しています。	斎宮歴史博物館
3. 広報活動について (意見)		

来館者を増やすためには広報活動をより一層充実させることが重要と思われるが、アンケート調査によれば入館者の約半分が県外在住者であったことから、県外在住者に対する情報発信も効果が高いと考えられる。人員や予算の制約はあるが、情報発信の方法について工夫することが望ましい。	斎宮の魅力により効果的に県外に発信するため、ホームページにおける情報発信のほか、各種メディアへの情報提供や関係機関・団体と協働してのPR活動等に努めるとともに、工夫・改善ができる手法や形態がないか検討しています。その一環として、平成29年度には、宿泊施設や観光施設へのチラシ等の設置や、ツイッターによる情報発信を開始しました。	斎宮歴史博物館
4. 物品管理台帳に記載されていない資産（プレハブ倉庫）について（指摘） 一部備品の管理状況を実際に確認している中で1点台帳上に存在しない資産が見受けられました。職員駐車場横に設置されたプレハブ倉庫について、物品管理台帳に記載されておらず、かつ、物品標示票等も存在していない状況であるため、取得の経緯や所在を確認の上、斎宮歴史博物館所管のものであれば適切な資産登録を実施する必要がある。	調査の結果、当該プレハブ倉庫はゴミ保管場所として当館が設置したものであることが判明し、平成28年12月に物品管理台帳に登録しました。今後は、適切に管理します。	斎宮歴史博物館
5. 申請書における記入不備（指摘） 斎宮歴史博物館の運営に係る各種申請書について査閲した結果、特別観覧許可申請書について控が保管されていないものが1件見受けられた。また、特別観覧許可申請書をはじめ、各許可証の控について担当者で取扱いが異なっている状況である。申請書や許可証は条例で定められた書類であり、利用者へ交付した資料と同一の内容の書類を保管し、不備等による申し出があった場合に照合できるようにすることが望ましい。今後は申請書と許可証の控（コピー）が一式となっていることを確認して保管するよう、取扱いの統一を図ることを検討されたい。	指摘以降、許可証の控（印影付コピー）を申請書と一式として保管し、不備等による申し出に対応できるように改善しました。	斎宮歴史博物館
6. 県有外物品の取扱いについて（意見） 斎宮歴史博物館においては、1点県有外物品として電話交換機をリースしている。通常リース契約においては、借受時における物件借上証と返却時の物件受領証が発行されると考えられる。しかし、当該物品については平成28年3月に借り換えを行い、旧機械は返却しているが、返却の際の受領関係資料が存在しない。今後リースを実施する際には、返却の事実を示すものとして受領証を入手し保管することが望ましい。	次回リース契約時（平成31年度、契約期間5年）は、県有外物品の借受・返却時には、その事実を確認するための書類を取り交わし保管するように改善します。	斎宮歴史博物館
三重県人権センター		

1. 会議室等の利用について（意見）		多目的ホール以外の各会議室と関連する備品については、外部貸出は行わず、県関係者の会議に使われるのみであり、部分的に未活用の状況が生じている。県関係者に周知徹底を行い、利用促進を積極的に働きかけて、より有効な活用を図っていくことが望ましい。	会議室等の利用について、全所属長あてに積極的な利用を呼び掛ける文書を出し、利用件数は増加していますが、さらに有効活用を図れるよう、周知やニーズをふまえた対応に努め、利用促進に取り組めます。	三重県人権センター
2. 備品の管理について（指摘）		備品3点について保管場所が変更されているにもかかわらず、備品管理状況一覧表には当該変更が反映されていなかった。実物の使用状況を備品管理状況一覧表に適時・適切に反映させるべきである。	当該備品に係る物品管理台帳の保管場所について、速やかに修正し、備品管理の適切な処理に努めています。	三重県人権センター
3. 設備の長期修繕・改修計画について（意見）		人権センターの担当者は予算要求の基礎資料として、設備改修の見積額を集計した資料を作成しているが、県として設備の修繕・改修計画の取りまとめを実施することが望ましい。	「みえ公共施設等総合管理基本方針」をふまえ、平成32年を目途に長寿命化計画を策定し、長期的視野に立って計画的に修繕・改修を実施していくこととしています。	三重県人権センター
三重県立こころの医療センター				
1. 業務委託契約について（意見）		随意契約により契約が行われている医療機器の保守点検業務1件の積算内訳について、大部分を占める保守点検業務に関する費用が従来から一括の項目として同一額のまま積算されていた。 当該保守点検業務の内容は①定期点検保守（年2回）と②緊急修理を含むすべての修理とされているが、特に②緊急修理の発生状況は、平成27年度においては1回と頻度が少ないため、こうした事情も積算に含める余地もある。 特に継続的に実施される業務において、積算を実施する場合には、予定価格を適切に算定するため当該事項の事業遂行上の要否をより綿密に検討するのが望ましい。	平成29年度契約の予定価格の積算にあたっては、過去の緊急修理の実績等をふまえた積算に変更しました。	三重県立こころの医療センター
2. 備品管理について（指摘）		備品管理状況一覧表と実物との突合を実施した結果、パソコン3台について現物の所在が不	パソコン3台は現物を確認し、使用不可の	三重県立

明であった。 また、建替が実施された平成11年度に取得された備品のうち、厨房機器等については管理状況一覧表には一式として登録されているため、個々の機器の照合が困難であるとともに、ピアノ、芝刈り機等については、管理シールが貼付されておらず、管理上改善を図るべきである。	ため除却処分を行いました。 また、今後の固定資産一覧表への資産登録にあたっては、個別に登録するよう職員に周知するとともに、管理シールが未貼付の備品についてはシールの貼付を行い、適時適切な資産管理に努めました。	このころの医療センター
三重県立公衆衛生学院		
1. 在籍者への指導について（意見）		
公衆衛生学院は、教育レベルを維持する見地から定員数を1学年30名としているが、その中から退学者が出ており、結果2学年で定員割れが生じている。 退学者の事由はそれぞれ個人の事情もあるが、学院は公の施設として可能な限り歯科衛生士として活躍する人材を輩出する役割を担っているため、面談結果等については、文書化を行い面談内容を明瞭にするとともに、その後のフォローに活用していくのが望ましい。	面談結果等については、必要に応じて文書化を行い、教員間で共有し、学生へのフォローに活用しています。	健康福祉部
2. 設備の修繕・更新に係る長期計画の策定について（意見）		
学院として有能な歯科衛生士を育成する上で、機能的に陳腐化した設備は適宜更新していく必要があり、また、故障すると講義に影響がでる設備については定期的な修繕や更新が必要であるので、設備の実際状況をふまえて修繕や更新を実施すべき適切な時期について、長期計画として策定することが望ましい。	設備の修繕・更新計画を策定しました。	健康福祉部
三重県農業大学校		
1. 自動販売機設置場所の貸付について（意見）		
県は、三重県農業大学校研修棟の一部を自動販売機の設置場所として貸し付けている。契約期間は平成26年度より3年間であり、設置業者を一般競争入札により選定したことにより、行政財産の目的外使用の使用料を大きく上回る収入を得た。自動販売機を設置可能な場所は他にも存在するため、県は、自動販売機に対する学生のニーズや設置業者の参入意欲を調査することが望ましい。	既存の自動販売機1台を更新するために、一般競争入札を実施したところ、入札業者は1者しかなく、これまでと比べ、落札金額も1/7以下となり、設置業者の参入意欲は低い状況にあります。 また、学生への調査でも、増設希望の意見は少なく、今回、自動販売機の増設は見送ることとしました。 今後も、適宜、学生のニーズや業者の参入	農林水産部

		意欲の把握に努め、自動販売機の設置場所の貸付を適切に進めてまいります。	
2. 在籍者・修了者アンケートの実施について（意見）			
	農業に関わる就業者数や社会環境によって左右されるために、受験者の増加は簡単ではないが、在籍者の意見の把握や活用については受験生と同じ目線における要望等であるためその有用性は高いと考えられる。この点、農業大学校では定期的な面談等は実施しているもののアンケート等による在籍者の意見の収集は実施していない。対応の範囲や方法については一度検討頂きたいが、今後の学校展開の方針もふまえ検討されたい。	学生の経歴や意欲は多様であり、満足度調査など全般的なアンケート調査だけでは生の声が集めにくいと考え、個別・具体的問題等について面談と併せ、アンケート調査を行うこととした。 29年度からのシラバスの改善に向け、平成29年2月に実施したアンケートや面談調査で在校生から要望があった、実習時の労働安全の強化を図るための刈払機取扱作業者安全衛生教育講習の実施について、採用したところです。 今後、在校生や卒業生等へのアンケートなどにより得たニーズや要望事項などに的確に対応しながら、情報発信することで、受験生の確保に取り組んでいきます。	農林水産部
3. 生産物売払収入の状況把握及び分析について（意見）			
	農業大学校は農業に関わる就業支援を目的とした教育機関であり利益の追求が優先課題ではないが、その目的を達しつつ、同時に収入の拡大を図ることも重要な課題であると考え。この点農業大学校としても、利用可能な農産物資源及び人的資源を使用して収入増加を図っていることは評価されるべきである。生産量の大幅な増加は難しいと考えられることから、マーケティング手法をふまえた販売単価の増加もしくは販売方式の変更による人的負担の減少がめざすべき方向であると考えられる。今後は直売会をはじめ、マルシェ、農協販売、卸売市場販売等について年度単位等でのデータの集計・分析を行い、限られた生産物（資源）の有効活用を検討すべきである。	マーケティング教育や品質向上による販売額の拡大につなげていくため、農産物の販売先や売り上げ等の情報を集計・分析し、直売等の単価設定や各販売先への出荷量の配分調整に生かしています。	農林水産部
4. 求人状況の把握と開示について（意見）			
	農業大学校としては企業・団体からの求人票の受付を実施し、在籍者への紹介・斡旋等も実		業態や業種別の求人数のデータを整理し、
			農林水産部

施しているが、求人票について総数は把握しているものの、企業別等の統計データを取っていない。各進路別の就業数とそれではないかと考えられる。また、学校の就職支援に係る強み・弱みを把握する向上に資するのではないかと考えられる。また、学校の就職支援に係る強み・弱みを把握するため、当該情報を農業大学校として持っておくことが望ましい。	三重県農業大学校としての就職先の特徴の把握分析に生かしています。 また、受験者の動機づけ向上につなげるため、ホームページ上に、年度別の進路状況や主な就業・就職先を公表（平成29年7月）しました。	部
5. 劇物の管理について（指摘）	劇物の在庫管理については、平成29年1月に管理規程を設け、規程に従って適切な管理を行うとともに、年2回（9月末、3月末）管理状況を校長に報告しています。	農林水産部
6. 備品の管理について（指摘）	①現物管理の状況について 農業大学校においては、多数の備品を有しているが、棚卸を実施していない。 また、現物確認時においては現物の状態にも留意し、物品標示票の貼り替え等は適切に実施する必要がある。校内においては県の保有物品の他に自治会の所有物品や在籍者個人の私物と思われる物品も複数存在していた。今後、三重県会計規則運用方針のとおり棚卸を実施する必要がある。 ②備品の廃棄処理について 備品の管理状況を確認している中で台帳上に存在しない資産が1点見受けられた。複数の職員は資産が存在することは認識していたものの、使用状況を明確に把握してはいなかった。現物は資産を適切に実施する必要がある。また、資産管理に係る意識の改善についても留意すべきである。	農林水産部
7. 長期修繕計画について（意見）	①長期修繕計画の策定について 修繕計画については、当面对応すべき検討課題を担当者レベルで取りまとめているが、中長期的かつ網羅的な修繕計画が取りまとめられていない状況となっている。少なくとも、建物及び附属設備等の明細単位で過去の改修・修繕経過・必要性を把握しておくことが望ましい。また、予算要求については、計画との整合性を確保しておくことが望ましい。	農林水産部

	②ライフサイクルコストの算定の必要性について 建物について、ライフサイクルコストの算定に基づき建替を実施するか、あるいは修繕を実施するかについての経済性の検討が行われていない状況になっていた。農業学校特有の状況（花、農作物の24時間管理）をふまえつつ、農業関係機関全体で西山地区（研究、普及、教育）のビジョンを一元的に検討することが必要と考えられる。	②厳しい県財政をふまえつつ、西山地区の農業関係機関が有する施設の整備や維持管理に係る計画、実績などを共有しながら、効率的かつ計画的な整備、改修等を図っていきます。	
8. 危険物倉庫について（指摘）	専攻実習で使用する燃料については、ドラム缶に入れて保存しているが、ドラム缶の容量について松阪市の条例に抵触していると指摘を受けている。現状は、規定どおりに運用しているが、条例に抵触している状態を早期に解消する必要がある。	200Lのドラム缶は平成29年1月12日に廃棄し、20Lの携行缶で対応することとしました。	農林水産部
9. 学生寮修繕について（指摘）	学生寮の修繕については、一般会計の大規模臨時経費、特別修繕等で執行することができが、県全体での優先度により、すべてを速やかに実施できる状況にないことから、学生自治会が施設維持会計を設けて、共用で使用する燃料、備品などの経費とともに小規模修繕の経費を負担している。県が執行すべきものと学生が負担すべきもののルールを明確にする必要がある。	県が執行すべきものと学生が負担すべきもののルール等について、平成29年4月に学校と学生自治会の間で、書面により学生寮施設・機器の維持管理（経費の負担区分）に係る申し合わせを締結しました。	農林水産部

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
